

平成19年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年9月7日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年9月14日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年9月14日 午後2時36分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	欠
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	市民税務課長(本庁)	
	副市長	古賀 一也	保健環境課長(本庁)	山口 久義
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	会計管理者	山口 克美	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	嬉野総合支所長	森 育男	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	農業委員会事務局長	中島 直宏
	市民生活部長	中山 逸男	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	福祉部長	田代 勇	社会教育課長	
	産業振興部長	岸川 久一	総務課長(支所)	坂本 健二
	まち整備部長	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	
	地域振興課長(本庁)	中島 文二郎	水道課長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成19年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年9月14日（金）

本会議第4日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	秋月留美子	1. 基幹産業としての観光の取り組みについて 2. 裁判員制度について 3. 「放課後児童プラン」について
2	園田浩之	1. 嬉野小学校の頭上の高圧線について 2. 住宅への火災報知器設置補助について 3. 鍼・灸・マッサージ施術の治療費補助について
3	川原等	1. 市内の公共交通バス運行について 2. 塩田中学校の耐震補強について
4	小田寛之	1. 公用車について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。また、傍聴の方々におかれましては、早朝よりの傍聴、大変ありがとうございます。御苦勞さまでございます。

本日は野副議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

なお、一般質問に入ります前に、昨日の田中議員の質問に対する答弁の追加がっておりますので、許可したいと思います。支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

きのうの答弁の漏れがございましたので、追加をさせていただきます。

市街地火災の折のサイレン吹鳴の地区を皿屋地区が申し上げておりませんでしたので、加入をお願いしたいと思います。皿屋地区でございます。

それと、三坂地区を申し上げましたが、平成12年に新たに市街地地区ということで新しく追加をされております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

それでは、通告順に発言を許します。4番秋月留美子議員の発言を許します。

○4番（秋月留美子君）

4番秋月留美子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問いたします。9月定例会最終日のトップバッターで質問に立たせていただきます。傍聴席の皆様方におかれましては、早朝からの御清聴ありがとうございます。

今回、次の3点を質問いたします。1つ、地域産業としての観光の取り組みについて、2つ、裁判员制度について、3つ、放課後児童プランについてです。

なお、通告書の文面のほうに間違いがあります。訂正させていただきます。一番下のほうの放課後児童プランについてですが、「1998年に法制化され」と書いてありますが、「1997年」の間違いです。失礼いたしました。

それでは、まず、地域産業の取り組みについてですが、去る8月22日、23日、24日、別府市で開催されました九州創発塾に参加させていただきました。会場は立命館アジア太平洋大学、アジアパシフィックユニバーシティー、APUということです。5,000人の学生の約半数は78カ国からの留学生で、英語による教育がスタンダードだということです。留学生数日本一、2番目が早稲田大学ということです。別府湾を見おろす、すがすがしい高台に建っていました。昨年12月の定例会でインバウンド、海外からの、しかも、東アジアからの観光客誘致について質問させていただいたこともあり、さらにその必要性を確かめたく参加させていただきました。3日間の研修会で吸収し切れないほどの内容でした。ここで少しお話させていただきます。

大会の趣旨は「アジアの中の九州－多彩な価値交流が圏域力を高める」で、総合コーディネーターは脳科学者の茂木健一郎氏でした。まず、熊本出身の東京大学大学院教授姜尚中氏の「九州が東アジアのゲートウェイとなるために」の基調講演で始まりました。九州は早くから世界に開かれ、文化も発達していたのだが、相克の道を歩んできた。厳しい対立を繰り返し、例えば、西南の役、佐賀の乱などだと思いますけれども、そういう相克を繰り返しながら、結局は山口県に持っていかれました。相克から抜け出し、九州を一つのユニットとして考えなければいけない。広域性を持って臨まなければいけない。一つになってこそ力になる。そして、東アジアのダイナミズム、迫力というふうに私は解釈させていただきましたが、そういう力強さを西日本にどう生かしていくか。

それからまた、イギリスのほうの例えを持ち出されました。イギリスの製品を私たち日本人は今あんまり使っておりません。しかし、イギリスが強いのは外貨を吸収しているからである。経済力、文化力が必要ということ。それには九州は日本の中でも一番ロケーションがよいということです。ドルからユーロと基軸通過も移行しつつある。これから先、アメリカ

経済は必ずしも恵まれているというか、上昇していくというわけにない、少しずつ後退していくのではないか。世界が多極化していくのでは。そのときヨーロッパの力は強い。21世紀はユーラシアの時代になるという話でした。

例えば、EU統合、イギリスはイギリスとフランスの間にあるドーバー海峡をユーロトンネルでつなげました。1994年開通となり、イギリス、フランス、ドイツの3本の矢が一つとなりました。例えば、また、イギリスを日本と見た場合、福岡とソウルをつなぐ玄界灘もまたドーバー海峡と同じ距離であると、その玄界灘にトンネルを掘り、福岡、ソウル、北京、それから、日本に最も近いアジアの中にあるヨーロッパ、ウラジオストクと新幹線を走らせることも夢ではないなど、そのような日本史は選択肢をふやしていかなくてはいけない。思い切った選択肢もあるということです。九州はそれを担っている。昨年、韓国から福岡に50万人が訪れています。九州はそういううねりの中にある。そのような大きな変化の中で、海と空と陸でどういう手段で呼び寄せるのか。九州それぞれの個性が強く、九州全体をユニットとして考えた場合、広域的な取り組みで相乗効果を望むべきだということです。

このような講演を聞いて、今回質問に出していますように、広域観光圏という考え方がいかに重要かわかりました。

この創発塾に行政から、佐賀、鳥栖、武雄からは3人の若い職員さんも参加されていました。武雄市の場合、中日、23日の講演会でしたが、「タイと九州ーこれからの経済交流」、講師はタイ国政府貿易センター福岡副所長の方の講演で、タイの一村一品についてのお話でした。その中で、武雄市の行政職員のタイでのレモンバームの研修の様子が映像つきで紹介されました。そんなこともあったから3人もの職員が参加されたのかもわかりません。本市からも、ぜひ意欲ある若い職員に参加してほしいと思いました。

目の前に迫っています広域観光圏並びに地域観光圏について、市長に本市の観光についての方針をお尋ねいたします。

残りは質問席にて質問いたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

おはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝からの御来臨に心から敬意を表したいと思います。

4番秋月留美子議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

地域産業としての観光の取り組みについてということでお答え申し上げます。

合併して新しい観光嬉野の取り組みを開始いたしております。嬉野、塩田を包含してのポスター、パンフレットの製作、観光キャンペーン時の総合案内、無料観光案内所の増設、観光ボランティアの活動開始など、着実に進んでまいりました。高校総合体育大会では全国に

情報発信がなされました。9月23日は、のど自慢大会を生放送で行い、全国にPRをいたしたいと思います。

今回、国では観光庁を設置する動きになりました。ビジットジャパン、つまり海外からの観光客を増加させるための総合的な戦略の確立、また、全国各地の観光地の基盤整備やサービス統一のためのソフト事業などをより進めていただくものと考えております。

議員御発言につきましては必要なことと考えており、以前から九州観光推進連盟などと連携しながら取り組んでまいりました。現在継続中のあつたかまつりにつきましても、九州炎の祭りとして各地区の明かりをテーマにした祭りと連携いただいております。また、嬉野でスタートいたしましたホットマンマの企画も別府などでも開催されるようになりました。今後さまざまな連携をしながら取り組みを進めたいと考えます。

また、現在国外のお客様の誘客につきましても、既に嬉野の旅館では韓国、中国などとの関係をつくっていただいております。今後、外国からのお客様も増加するものと期待をいたしております。料理、接客などの課題もありますが、研修を重ねていただき、嬉野により印象を持っていただくよう努力いただくものと期待をいたしております。

以上で4番秋月留美子議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

インバウンドについて昨年質問いたしましたけれども、それから嬉野のほうもそういうことに関して力を入れていただいているようですが、東アジアからの観光客誘致に関しては、外国語のガイドが必要です。ですが、12月の一般質問でも言いましたように、旅の指さし会話帳でもよいと思います。別府市は、アジア太平洋大学の生徒さんや職員がボランティアでガイドをしていると聞きました。嬉野温泉でも、例えば、近くの長崎外国語大学とか、そういう方の生徒さんとかでもボランティアとかはお願いできませんでしょうか。

それから、外国人対応マニュアルなど、おふろの入り方などの外国語説明のパンフレットなども必要だと思います。嬉野温泉には、これまで培ってきた観光資源があります。私たちが見慣れたものでも、外国人観光客には新鮮だと思います。それほどの手直しは要らないのではないのでしょうか。古湯温泉を核とし、商店、旅館が並び、町なか散策ができます。あとは商店の魅力ある商品構成と8月21日にいただきました古湯温泉基本構想報告書に書いてあるような観光客を楽しませる工夫の仕掛けなどがあれば、例えば、尾道や小京都の雰囲気醸し出せたらと思います。嬉野はあと少しの手を加えたら、外国人観光客にとっても魅力ある温泉地になるのではと思います。

こういうことに関しまして、市長はどのようにこれから先、外国人観光客を呼び込むための施策と申しますか、お考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御提案につきましては、もう以前もお話ししたとおりでございます、十分に整備を進めていただいているというふうに思っております。大手の旅館につきましては、韓国語、中国語等の研修生等も導入されておまして、そういう点では御説明はできるのではないかなというふうに考えておまして、もちろん英語についても能力を持った方がおられますので、手配等もしていただいているというふうに思っております。

ただ、やはり全般的に家族経営の旅館の方とか、そういうところにつきましては、まだ手配ができておりませんので、そこらにつきましては、観光協会等とも協議をしながら進めていただければと思っております。

また、大学との連携も当然でございますけれども、以前申し上げましたように、市内で一度、いわゆる語学のリストをつくったこともございます。そういう点で相当数の語学ができる方がいらっしゃいますので、そういう方の御協力をいただくようなシステムができれば、旅館につきましても御了解いただけるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

国内の観光も、これからの観光客は目的地は1カ所ではなく、何カ所か訪れるなど、形態が変わってきています。私が訪れました別府市も昔は冷え込んでどうなることかなと思いました。同じ温泉地として嬉野もそういうふうにならないようにと思ったこともありました。しかし、今、別府市は再生しております。一助には、先ほどの立命館アジア太平洋大学の力もあると思います。それから、別府の温泉は種類がさまざまであり、その資源を生かした別府八湯、温泉博覧会と申しますか、別府八湯外湯として売り出して、例えば、別府、観音寺、明礬、鉄輪温泉などをつなげて、売り出して成功しています。それに倣って長崎県の長崎さるく博も企画されたということです。地域観光圏ということでしょうか。

佐賀市の勉強会で、7月だったかと思っておりますけれども、武雄市の観光戦略と題して、武雄市長の講義がありました。樋渡市長も三都物語ならぬ、三湯ものがたりを計画されているということです。武雄温泉、嬉野温泉と、もう1つ忘れましたが、このことは谷口市長とともに計画されているとお聞きしました。どのような計画なのか、お聞かせください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆるルートをつくっての共同利用ということで、私のほうから提案をしたわけでございまして、それについては樋渡市長も御了解をいただいているということでございます。これは黒川あたりの入湯手形というのがございますけれども、それを嬉野、武雄、それから古湯温泉、この3つの温泉で共通的にできないかというふうなことを協議したわけでございます。嬉野のほうは、ほぼ了解をしていただいております。嬉野は既に入湯につきましてはそれぞれの旅館の方が御協議いただいて、入浴券というものを発行していただいて、もう相当歴史があるわけでございまして、その入浴券を持っていきますと、嬉野の旅館のほとんどのところはもう入浴できるようになっておるわけでございまして、そういうのを武雄市、嬉野、それから古湯、それぞれ使ったらどうでしょうかということをお話し合いしたわけでございます。私どものほうについてはもちろん最初からやっていたので了解を得られておりますけど、武雄市では今まだ検討をいただいているということのようでございます。武雄市のほうも旅館組合、観光協会あたりがそれぞれ独自の組織を持っておられますので、統合というんですかね、清算の問題もあられるんじゃないかなと思ってございまして、もう1年近くなりますけれども、ちょっと私どものほうは待っている状況でございます。できたら、早目、早目に進めていただければというふうに思っておりまして、もう嬉野の観光協会は基本的には了解をいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

着実に進めていただいているようで心強く思っております。嬉野独自の観光資源を生かし、広域性を考えたこれからの時代のニーズに合った観光産業をしていただくように期待いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目は、裁判員制度についてと書いておりますが、3番目の放課後児童クラブについてを先に質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

どうぞ。

○4番（秋月留美子君）

次に、放課後子どもプランについてです。

まず、学童保育についてお尋ねします。

学童保育の始まりをお話しさせていただきます。学童保育の始まりは、1948年にさかのぼ

り、大阪市にある今川学園です。当時、戦災で母親を失い、父子家庭の子供が隣の家からお金を盗む事件を起こしました。今川学園の三木達子学長は、今まで保育所で夕方の5時から6時まで預けられていた子供が、小学校入学と同時に学校から帰って、午後の時間をだれの監督もなく放置されるのに矛盾を感じ、学童保育の必要性を痛感しました。そこで、地域の子供たちを対象にアンケート調査を行いました。昼間両親以外の肉親に保護されている者44名、他人に保護されている者11名、放置されている者44名との結果でした。保育所を卒園し、小学校に入学したものの、やっと7歳になったばかりの子が親の仕事の都合で放置されている現状が、かわいそうで危険きわまりないと学童保育を発足させたということです。これは今の現状も変わりありません。その後、1952年4月、民生安定所で法的取り扱いを受けたとあります。

嬉野町では、20年ほど前だったと思います。嬉野でもかぎっ子対策で放課後教室の必要性が唱えられ、既にできていた西有田小学校に、私がPTA役員だったころに、当時の嬉野小の先生方とPTAで視察に伺いました。有田は焼き物のまちで、共働きの多く、早くから学童保育が行われていました。校内のどういう教室だったのかははっきり覚えていませんが、畳が敷いてあり、おやつがあり、指導者の方が子供たちに、教室に入ると「お帰りなさい」と出迎えていらっしやっただのが印象的でした。その後、嬉野小学校の先生方、教育委員の方々、PTAとの話し合いが持たれ、ふれあい教室ができたことと思います。現実に至っていることと思います。この学童保育が1997年の児童福祉法改正で放課後児童健全育成事業として新たに法律上に位置づけられ、一般に放課後児童クラブとされています。

近年、さらに共働き家庭の一般化、ひとり親家庭の増加、また、子供が被害に遭う事件がふえるなどの地域での子供の生活をめぐるさまざまな環境の悪化の中で、仕事と子育ての両立支援、地域での安全・安心な毎日の生活を保障する学童保育、放課後児童健全育成事業の必要性が高まっています。

平成15年5月、全国の放課後児童クラブ数は1万6,685カ所で、全国の小学校区2万3,000校のおよそ4分の3程度です。登録児童数は74万9,478名で、全国の小学校1学年から3学年まで約357万人の2割程度です。平成18年の佐賀県の放課後児童クラブは166カ所あり、登録児童数は6,165人です。

放課後児童クラブで過ごす時間ですが、完全学校週5日制で平日は午後6時まで、長期休業日、土曜日は朝8時半から夕方6時までを計算して、1年から3学年の平均で年間1,630時間、全児童が小学校で過ごす時間が1,140時間と放課後児童クラブで過ごす時間が、小学校の通常授業で過ごす時間より約500時間も多いとの結果も出ています。学童保育の子供たちにとっては、放課後児童クラブはまさに生活の場です。

次に、設置場所ですが、学校の余裕教室、学校敷地内、児童館などが63%、民間施設などそのほかが37%ということです。

嬉野町には、嬉野小、轟小、大草野小学校の3校が空き教室対応です。吉田小学校は公民館の2階で対応されています。それぞれの登録児童数は、嬉野47名、轟40名、大草野27名、吉田30名です。嬉野小は2階の空き教室と体育館入り口に教室をつくり対応されています。吉田小は吉田公民館の2階で、他の校舎内と違って広いスペースを使えてよいと思いましたが、30名の人数で、皆子供たち思い思いにしゃべったり遊んでいるので、隣で一般のほかのサークルなど通常の公民館利用の方には、例えば、踊りの練習や会合のときなど、音楽やお互いの話し声が聞き取りにくいのではと思いました。どの児童クラブも子供たちの発散の場になるのか、指導員も大きな声で対応しないと聞こえにくいなど、なかなか大変そうでした。床に座卓用の長机があり、畳はありません。畳があれば、低学年の子など、疲れたら横にもなれるし、座りやすいし、落ちつくのではと思いました。

また、轟小は1教室に40名と大所帯なのですが、廊下が広く、1階でもあり、教室外で遊んだり、ほかのバスを待っている子と一緒に遊んだり、すみ分けができてなくて、あつてはいけないんですが、万が一けがなど事故の場合、保険がある子とない子の問題などもあります。

また、大草野小は3階に児童クラブがあり、低学年の児童クラブには、緊急時の避難などにはどうかと思われました。3階はことしの夏はすごい暑さだったのではと思います。

塩田町の児童保育についてお聞かせください。

佐賀県放課後児童クラブ連絡会からいただきました資料に、これは昨年の資料ですが、こういうふうには166カ所の、ちょっと私がプリンターがA4までしかないので、ちょっと小さくて申しわけありません。ここ全部書いてあげけれども、ここの赤のところ、ここが嬉野なんですよ、嬉野市。空白なんです。ほかは全部書いてあります。提出してあるはずだと思うんですけども、こういうふうで資料をいただきましたけれども、嬉野町のほうは私は歩いて回りましたので、こういう児童数とか、そういうことはわかりましたけれども、塩田町のほうもちょっと何カ所か、一、二カ所しかちょっと伺っておりません。ちょっとよろしいでしょうか、お教えいただけますでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

塩田町内の放課後児童クラブの状況についてお答えします。

まず、久間小学校区につきましては、久間子守保育園内で久間っ子クラブとして実施しており、児童数35名ということになっております。ほかに、塩田小学校地区がみのり保育園と本應寺保育園ということで2保育所で実施しておりますが、みのり学童クラブが29名、塩田っ子クラブが22名となっております。次に、五町田小学校区につきましては、たちばな保育園のたちばな会学童クラブちゃいらんど、こちらが29名となっております。ルンビニ保育園

のほうにルンビニ学童クラブということで23名の児童が登録となっております。これらはすべて保育所で実施しております。

時間につきましては、塩田地区は19時までということで実施しております。また、土曜日も開設しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

県のほうの放課後児童クラブ連絡会のほうで、本当塩田町のほうは理想的だとおっしゃっていただきました。ちょっとおくれた場合でも、保育園のほうで対応ができるということで、子供たちにとっては本当にいいかなという感じでした。だけど、通園がちょっと大変かな。嬉野町みたいに校舎内だったら、すぐ横というか、その中でいいんですけども、塩田町の場合は2キロとか3キロ、時間にして30分から、小さい子供の足では1時間かかったりもするとかで、その辺がちょっとこれから先の考えることじゃないかなと思いますけれども。

それからまた、遊ばせる子供の体力の差ですね。保育園生と、それから小学生1年生、1年生のころはまあいいんでしょうけれども、3年生ぐらいになると、体も相当大きくなりますし、力も強くなると思います。その辺の遊ばせ方も課題じゃないかなと思います。

それから、保育園の場合はすべてクーラーがあるんですよね。だから、その辺はいいかなと思いました。

終了時刻のことですが、塩田町の、先ほど言いましたように、6時までというところもあるようです。嬉野町は校内ですので、5時で、その後は外で待たなくてはいけないということです。夏はまあまあいいんでしょうけれども、冬はもう5時という真っ暗と思います。

鹿島市のある児童クラブは、用務員室をリフォームして対応しているということでした。ちょっとある方がお世話になったということだったんですが、落ちついて宿題などもできていたし、小学校のそばですごくよかったということです。理想的なのは小学校のそばで、小さくてもよいから独立した建物がいいんじゃないかなというお話もされました。

児童クラブに必要な施設や設備は、生活室、プレイルーム、静養室、指導員の事務スペース、トイレ、電話、かばん置き場、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備、冷暖房設備など、併設の場合でも、生活室と静養室、事務室、台所設備は専用が望ましいとあります。嬉野市の児童クラブにおいて、この中でクリアできているものと、クリアできていないものとか、わかりましたらお知らせください。

○議長（山口 要君）

本庁こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

嬉野地区内の学校でクリアできているものということでございますが、基本的に学校の教室を利用しておりますので、吉田地区については公民館ですが、冷暖房等もございませんし、クリアしているものといえば、足洗い場とか、手洗い、トイレ等ぐらいではないかと思えます。ただ、あと子供のかばん置き等の備品等については準備しております。

吉田地区の公民館につきましては、一応冷暖房設備はございますので、ただ、遊び場ということになりますと、小学校のほうに道路を横断してまいらんばいかんというようなところもございまして、そういった意味では設備的には不十分な部分があるのかなという気もしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

市長にお尋ねします。

この中の児童クラブは幾つか見られたことありますでしょうか。そして、その感想をお聞かせください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この児童クラブにつきましては、それぞれのまちの政策の違いというのもございまして、取り扱いがあつておるところでございまして、ほとんど見てはおります。そしてまた、時間中も行ったこともございます。その時間中につきましては、やはり今議員御発言のように、子供たちはもう一生懸命楽しく過ごしているというふうに思います。ただ、塩田地区の場合はやっぱり距離的に相当離れているなという感じは持っておりますけれども、しかしながら、知り合いの先生方もたくさんおられますので、子供たちも伸び伸び過ごしているというふうに考えております。

今回、この子どもプランにつきましては、以前の考え方と違って、地域、それから学校です、それから御家庭もですけれども、すべてを挙げて子供たちの子育てをサポートしていただくということでございます。そういう中で文部科学省とか、厚生労働省、今までは縦割りのところが若干ありましたけれども、子育てにつきましては省を越えて取り組みをするというのが今回のプランの一つにもなっております。そういうことで、今までは例えば、学校の施設を使う場合にも、いろいろ省が違うということで課題も出てきておりましたけれども、今回このような形でしっかりなりますと、国のほうはもう既に両省を乗り越えてということになっておるわけでございますので、やはり現場でもそのように理解をいただいて取り組み

を進めていかなければならないと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

放課後児童クラブのほうをずっと調べておりましたけれども、子どもプランまでにはなかなかいきません。放課後児童クラブのほうをしっかりと充実させないことには、とてもとても無理なことだと思いました。

例えば、本当にここ数年の夏の暑さ、ことしは家の中にも高齢者の方がお亡くなりになるほどの暑さでした。体温の調節ができていく高齢者には、そのようなこともあるということです。嬉野でも、夏休み期間中の冷房のない学童保育はどんなに暑かったことかと思います。汗でシャツを4枚もかえたという子供もいます。今、学校にクーラーをと県内でも議論されていますが、県内の放課後児童クラブにこそクーラーなど冷暖房設備が必要なのではないのでしょうか。今、先ほど申しました166カ所の放課後児童クラブには今半数ほどのクーラーが設置してあります。嬉野の校舎を利用しての児童クラブ、本当に地獄のような暑さだったんじゃないかなと思います。仕事で親が昼間いない、嫌でも夏休みを放課後児童クラブで過ごさなくてはいけない子供たちにこそ、今すぐ必要なのではないのでしょうか。

それからまた、週5日制で土曜日の開設も必要ですが、全国でもまだ2割の土曜日学童保育がなされていません。必要性を言われる方もありますが、お尋ねしたところ、土曜日保育は子供にとってかわいそうだという方もいらっしゃいました。子育て支援事業が子育て放棄事業になりかねないとの意見もあります。しかし、今後、250日以上開所しないと、国の補助が受けられない状況になってきております。嬉野町の放課後児童クラブも終了時刻の延長と土曜日開設の必要性を視野に入れる時期に来ているのではないかと思います。

また、全国学童保育連絡協議会の何年生まで入所できるのがよいかのアンケートでは、6年生が6割を占めているとの結果が出ています。先ほどのいただいた資料で、佐賀県の166カ所のうち、ほとんどが3年生ですが、4年生までが7カ所、6年生までが9カ所となっています。入所年齢学年延長の見直しの必要性はないのでしょうか。お尋ねしたところ、上学年がいると、かえって下学年のほうも遊んでくれるとかで、そういうメリットあるとかということをお話しされました。

平成19年度国の予算で15,850,000千円の助成があります。校舎外での民家など、小さな児童館など、今後考えておられるのでしょうか。そのほか市長のもっと力を入れなくてはならない放課後児童クラブについてのお考えをお聞かせください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これ以前の議会でも議論がなされたところでございまして、やはり今議員御発言の中の一部でございませけれども、対象年齢をどうするのかということだろうと思います。一般的にはそれぞれの家庭で御両親が留守であっても1人で静かに学習できる年齢というのがあるわけございまして、そういう点で、以前はやはり子供たち同士で留守番をしていたということもあるんでしょうけれども、最近はそういうことが望めないということであって、低学年については預かって保育をするというふうな風潮になったわけございまして、そういう点での兼ね合いの問題とかです。もう1つは、議員御発言のように、スペースと施設の問題もあると思います。それと、指導者の問題もありまして、通常はお預かりをして、その時間をきっちり配分しながら守っていくというのが課題でしょうけれども、それにどのようなテーマを持たせていくのかということだろうと思います。と申し上げますのが、学童保育が定着をいたしておりますので、学童保育の中で過ごす時間が非常に子供たちの生涯の中で多い時間になってきておりますので、そういう点で人間形成の中でしっかりとした受けとめ方も必要ではないかなと私自身は考えておるところでございまして、そういう課題があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

なかなか難しい問題のようであります。今、上学年でもやっぱり結構危ない世の中になっております。学童保育、放課後児童クラブの中でも、そのことの対応に対して問題になっております。緊急マニュアルや通報設備など、今、嬉野市の放課後児童クラブにはありますでしょうか。過去に県内でもみやき町で5年前に銀行強盗があり、放課後、小学校の方向に逃げ来ていることを社会体育やそのほかの校内の児童には連絡が行っていたのに、先生方はその子たちを避難させるのが精いっぱいだったのか、児童クラブには連絡がなく、その事件を知らなくて、がらんとしたグラウンドで、きょうは本当に伸び伸びと遊ばれるねってということで、知らなくて遊ばせていたということもあったということです。

それから、2年前には三根町で台風のときに放課後児童クラブの指導員には連絡が入らなくて、学校からの避難がおくれたことがあったそうです。避難訓練の指導などされたことありますでしょうか。学校の緊急連絡が指導員まで徹底していますでしょうか。また、学校の不審者情報が保護者の携帯に今届くようになってきていると聞きますが、指導員の携帯にも届くようになってきているのでしょうか。お答えください。

○議長（山口 要君）

本庁こども課長。

○こども課長（本庁）（井上嘉徳君）

お答えします。

ただいまの緊急時等の連絡等についてでございますが、例えば、県から熱射病等の注意報等が出た場合は、即電話等で学童クラブのほうに連絡をしております。また、先ほどおっしゃられた避難訓練等につきましては、今年度より嬉野学童クラブ連合会というところに委託した関係上、そういった部分についての訓練もしていただく旨の要領というものを渡しております。ただ、今、それを実施されたかどうかについては確認できておりません。

あと、指導員の携帯への連絡でございますが、そこまではまだ至っておりません。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

学童保育連合会を立ち上げて、嬉野の支所で事務所を持って10名で情報交換をなさっているという事はお聞きしております。そういう中で、でも、やっぱり自分たちでそういうことに関して、例えば避難訓練とか、なかなか行政のほうから力添えがないとできないんじゃないでしょうか。そちらのほうにも積極的に行政のほうから、こういうこともあるけどというふうなことで一緒に話し合いにも出て、していただけないでしょうか。

塩田町のほうはまた全然違って、保育園長で話し合いを持たれているということです。今後、連携して、市として全体としての話し合いも必要ではないかと思っておりますけれども、その辺のところについて、教育長どんなでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

私どもの学校教育課でと、それから、厚生労働省関係の分野での両方でございますので、現在、8月にこの運営委員会を立ち上げております。その運営委員会の中で今後の流し方というんでしょうか、ついては取り組んでいきたいというふうに考えております。もちろん運営委員会の方あたりにも研修をお願いするわけでございますけれども、そういった意味で、今までは両翼の部分がございましたので、そこを一本化してプランとして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

研修会とおっしゃいましたけれども、研修会は結構自費で行っていらっしゃる方が多いと思うんですけれども、そういうものに関しての助成とかは、今までされてきましたでしょうか。それから、今後、その助成についても考えておられますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

お答えします。

ただいま教育長のほうから放課後子ども教室の運営委員会を設置している、そこから検討していくということでございますけれども、これにつきましては、一応放課後児童クラブにつきましては、今年度の事業でございます、先ほどから言われておりますように、文部科学省と厚生労働省の事業が一本化されて、放課後子どもプランというようなことで今後実施をしていくわけでございますけれども、そういうことで、運営委員会の中で8月8日に第1回の運営委員会を開催いたしております。これの中身についてはいろいろ協議をいたしておりますけれども、今後のそれぞれ放課後子どもプランのあり方について協議をいたしております。

それと、今後、視察研修等も行われております。これ8月30日、長崎県の時津町のほうにNPOのコミュニティー時津ということで、いろんな活動をされておりますので、そこらの視察もされております。これについては、今年度は予算を組んでおりまして、運営委員会、きのう、関係に含めて、予算を1,104千円計上しております。この中でいろいろ謝金とか、あるいは研修旅費等についても計上をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

その研修会に塩田町の指導員の方とかも行かれたんでしょうか。そのほかにどんな方が出席されたのかをお教えてください。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

お答えいたします。

放課後子ども教室の運営委員会のメンバーにつきましては、それぞれ各学校の代表の方、あるいは子供連絡協議会の代表の方ですね、それから、今現に行われております、それぞれの民間で行われているいろんな放課後子どもクラブの代表の方、そういうような方で20名程度で運営委員会を構成いたしておりますけれども、ちょっと今の段階で出席者については把

握をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

出席者の把握はしておかなくちゃいけないんじゃないでしょうか。私、先ほど塩田町のほうの放課後児童クラブの方は出席されていますかということをお尋ねしたんですが、それはわからないということですね。

それから、放課後子ども教室をちょっと飛ばして、放課後子どもプランのほうをお話しされましたけれども、今現在、委託事業として行われている放課後子ども教室についてお尋ねいたします。

嬉野町と塩田町とのどういう計画で今までなされてきたか、それから、費用とかですね。これから先、放課後子どもプランにつなげていくのに、その可能性があるのか。それから、コーディネーターの方、そういう方たちをもくろんでいらっしゃるのかですね。小学校単位にコーディネーターを置かなくちゃいけないとかということもありますが、そういうことも把握して、コーディネーター養成とかなさっているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

放課後子ども教室の取り組み状況ということでございますけれども、これにつきましては、昨年度まで、平成16年から18年度の昨年度までは国の3カ年事業ということで、地域子ども教室ということで、いわゆる子どもの居場所づくり事業ということで取り組みがされております。その中で塩田地区につきましては、5つのいろんなクラブの活動が行われておりますけれども、今年度につきましては、19年度につきましては、1つは、パソコンおもしろ学習館ということで、これは年間32回ですね。大体10名程度の参加でございますけれども、小さいときから遊びを取り入れて、幼いころからパソコンに親しむ機会づくりをしていただくということで、いわゆるパソコンによる情操教育の一環として取り組みをされております。主に平日の夕方、4時半から6時までということで平日取り組みをされております。

それから、もう1つは、塩田元気っ子クラブということで、これは年間大体83回で15名程度の平均の参加者ということで、参加の場所については塩田小学校とか、あるいはふれあいセンターを利用しながら取り組みをされております。具体的な中身につきましては、お手玉とか、あるいは紙細工、あるいは紙飛行機づくりとか水鉄砲、そういうふうないろんな昔ながらの伝えられてきたそういうふうなものを子供たちに伝えていこうということで、低学年を中心にして取り組みをされております。これにつきましては、退職をされた教員の方が中

心になって、塩田小学校と隣接するふれあいセンターを主に拠点にして活動をしていただいております。

それから、もう1つは、碁教室ということで、これは囲碁についてのいろいろ、囲碁のルールとか、伝承芸能、あるいは礼儀の指導とか、友達、仲間づくりというようなことで、そういうふうなことを囲碁のいろいろ民間の方で、退職の先生とか、あるいは民間の方が主体となって塩田の公民館のほうで、第1、第3の土曜日に大体15名程度の参加で活動を行っていただいております。

それから、嬉野地区につきましては、キッズ嬉野の教室ということで、活動の内容につきましては、塩田元気っ子クラブの嬉野版というようなことで、開催の日数は年間10回開催をされて、大体1回当たりの見込みが12名程度で、土曜日のみの午前中の開催ということで嬉野のほうでは開催をしていただいております。

コーディネーターにつきましては、先ほど申し上げました子ども教室の運営委員会の中でメンバーの中におられますので、メンバーの中に一応加えておりますけれども、具体的にまだ選任はいたしておりません。今後、そこら辺を含めて選任をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

塩田町のほうでネーチャーゲームって、ちょっと放課後子どもプランというですかね、そちらのほうにつなげていける団体としてちょっとネットで出たんですけれども、それを取り扱っていらっしゃる方、今、話していただいたところにはネーチャーゲーム教室というか、そういうのは入っていなかったようなんですけれども、そのことに関してちょっとお話聞きたいんですけど、お願いいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

手持ち資料がちょっとございませんので、後だって御報告をいたします。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

お答えをいたします。

遊友探検隊ということで、いろいろこれは年間を通して活動を昨年度までしていただい

おりました。これは隊長が馬場さんという方で塩田町の方です。今年度は一応活動の内容に上がっておりません。

以上でございます。昨年度は、先ほど申し上げました子ども教室の事業の一環で活動していただいております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

今年度、放課後子ども推進事業として、国の予算6,820,000千円の予算もついております。現在は委託事業であり、来年度は補助事業となる。この放課後子ども教室にも学習支援の充実、それから、こういう子ども教室、今、公民館とかでもされているようですが、そういう教室を設置する場合とかの備品購入費補助などにも充てられるということです。

それから、ようやく済みません、放課後子どもプランに行きますけれども、なかなか嬉野市の場合は、まだまだ放課後子どもプランまではちょっとなかなか届くのが難しいというか、しっかりとまだ放課後児童クラブを徹底させないといけないような感じがいたします。担当の課長のほうも、あんまり詳しくないというか、もう少し徹底して周知していただきたいと思っております。

放課後子どもプランには、各小学校ごとに学校や関係機関、団体などとの連絡調整、活動プログラムの企画、策定などを行うコーディネーターを配置とあります。コーディネーターも、もうまだまだちょっと探していないということですが、もうこういうふうに関近に放課後子どもプランって来ておりますので、そういうコーディネーターのほうもまだ探していらないというのには驚きました。

また、放課後子どもプランについて、国が要請しているような状況にはまだまだないような感じですが、市としての方針をお尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど担当も申し上げましたように、今回の放課後子どもプランにつきましては、対応するように8月8日に運営委員会等を設置して、これから取り組みを始めていこうということでございますので、委員会の方向性というものを確かめながら、施策として反映をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

最後に、もう1つ、放課後児童クラブについて要望をお願いいたします。

クーラーなど施設の設備拡充、充実、土曜日開設、指導員の賃金の問題など、それから、現在、県と市の補助で賄われている本市の公設の放課後児童クラブ、保護者や指導員、行政との話し合いなどの場も設けていただき、保護者のさらなる理解を求めするため、保護者会もぜひ提案もしていただきたいと思います。それから、これから先、子供の幸せを願うため、それから、一生懸命頑張っている指導員の方のためにも考えて、受益者負担もこれから先は保護者の協力を求めていくべきではないかと思えます。

これで2番目の質問を終わらせていただきます。

最後に、裁判員制度についてお尋ねいたします。

平成16年5月に国民が裁判員として刑事裁判に参加する制度である裁判員法が公布され、21年5月までの間にスタートする。現在、佐賀地方裁判所も裁判員制度を取り入れたつくり方にしたということです。全国でも60カ所の法廷があり、40カ所がこの制度を取り入れた法廷に改められたということです。

目的の第一は、国民の感覚が必要ということです。国民が裁判に参加することによって、法律の専門家でない人たちの感覚が裁判の内容に反映されることになり、国民が司法に対する理解と信頼が深まるようにということと、国民一人一人が自分を取り巻く社会について、より深く考えるようになるということです。

来年9月には21年に必要な裁判員候補の人数を算定し、市町村の選挙管理委員会に通知される。選び方は選挙権を有する者からくじで選ぶとあります。平成18年、佐賀県内での対象事件は18件あり、大体年間15ないし16件程度が対象と思われ、380人に1人程度の人に呼び出し状や質問状が送られてくるという計算です。6人の裁判員が選ばれ、佐賀の場合は約6,400人に1人ということになりますが、3人の裁判官とともに審議されます。この6人の裁判員の裁判員としての仕事は3日間ほどです。しかし、参加したくない人が60%以上で、その内訳は、心理的に不安、裁判は難しく、法的知識もない、逆恨みが怖いなどです。そのようになかなかだれに来るかわからないというか、もちろん自分には来ないだろうということが大勢の方思っていると思うんですけども、不安というのがあるようです。こういうことをどういうことなのかって知りたいということをよく耳にします。それで、法務局の管轄と思ったんですけども、一般質問の中に入れてさせていただきました。

これはアバンセで私もちょっと勉強に行ったんですけども、そしたら、市ではどういうことをしたらよろしいでしょうかということをして先生として裁判所から見えた方、講師の方にお尋ねしたんですけども、法律書などはなくてもよいが、裁判員制度に関する本など市の図書館にあったら助かるというお話をなさいました。佐賀県でも企業の中でも戸上電機や九

電など、もし、社員が選任された場合などの環境整備などを整えられています。裁判員になった場合は3日間ほど会社も休まなくちゃいけない、そういう必要性からだと思います。

嬉野市としても事業所など、また、一般市民への啓発など必要ではないでしょうか。お尋ねいたします。市長、お答えください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

裁判員制度についてお答え申し上げます。

今回、我が国でも裁判員制度が導入されることになり、平成21年5月までに広報等により国民の制度導入に対する理解を深めるよう努力することが求められております。新聞やパンフレット、テレビなどの媒体や、各種関係機関や団体などへの説明会も既に開催をされているところでございます。また、議員御発言のように、佐賀でも模擬の裁判なども実施をされております。該当地域での名簿への登録などが進められますけれども、登録資格への理解、また、裁判員としての内容把握など、今後準備が進められるものと考えております。

私ども市におきましては、住民が裁判員制度に参加しやすいように対応することが求められているところでございます。しかしながら、基本的にはやはり社会教育や学校教育でも理解を求めるための学習についても努めなければならないと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、裁判の決定に参加する大切な制度でございますので、国民の理解が進みますよう期待をしまいたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

具体的な啓発の方法とかは申されませんでしたけれども、市報とか、ケーブルテレビとかの、例えば、そのほかにビデオの映写会など、そういうことの可能性はありますでしょうか。お答えください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

私どもの持つております媒体について、そういう制度についてはPRをする必要があると思いますので、そこらにつきましては関係機関と協議をいたしまして努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

よろしくお願いたします。

早速ですが、10月24日は武雄の文化会館で「裁判員」という題目で上映会があります。私もそれ見ましたけれども、わかりやすく、よい内容でした。

今回の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

これで秋月留美子議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

5番園田浩之議員の発言を許します。

○5番（園田浩之君）

議席番号5番、園田です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従い質問をしたいと思います。今まで通告書から外れて議長に随分迷惑をかけた経験がありますので、極力——極力というか、通告書に従い質問をさせていただきます。

今回、大きく3点準備しております。1点目は嬉野小学校真上の高圧送電線について、2点目が火災報知器の必要性について、補助について、3点目がはり・きゅう・マッサージの補助、助成について。1点目と3点目は1年前の質問と、3点目は昨年12月に質問したわけでございますけれども、再質問ということでもありますので、簡潔に質問をしたいと思えます。よろしくお願いたします。

去年の6月、私は嬉野小学校真上を通る高圧送電線のことについて市長に質問をいたしました。初めてお聞きになる方もいらっしゃるかもしれませんので、少しおさらいをさせていただきます。

嬉野小学校の校舎と校庭の真上を高圧送電線が通っております。電力の送電が最大なときは、屋根と電線の距離が10メートルもないそうです。しかも、高圧線がこの場所に通ったのは昭和51年、30年前です。嬉野小学校がこの場所に移転してきたのは平成4年、15年前のことです。つまりわざわざ高圧線の真下に校舎と校庭が来るように建設されたということです。九州電力の関係者の方にお聞きしましたら、工事のときは大変だったそうです。工事の期間中は、高圧線と重機、クレーンとかコンボとかの重機の間を監視する方が毎日常駐されたそうです。

次は、なぜこのことがよくないのか、その理由なんですが、見た目でわかる危険性、つまり校庭でたこ揚げなどすれば感電して死を招く可能性があるということでございます。それにもう1つ重大な問題があります。それは電磁波です。15年前は電磁波とか、そういうことを口にしたりとか、マスコミ等で取りざたされることは、まずございませでした。ここ10年くらい、日本でも電磁波が人体に与える影響がマスコミ等でも取りざたされております。

2002年に公表された国立環境研究所の疫学調査結果では、高圧送電線や電気製品から出る超低周波の電磁波が及ぼす環境では、子供の白血病の発症率が2倍以上であると結果が出されております。去年の6月に英国ブリストル大学の研究グループも、高圧線の近くで幼少期を過ごした人の白血病発症率は2倍と、同様の結果を発表しております。また、独立行政法人産業医学総合研究所の研究報告でも、非常に控え目な表現ではありますが、50ヘルツ磁波が免疫反応で重要な役割を演じているサイトカインというたんぱく質をつくり出すことに対し、影響が見られると報告をしております。これらは公的な機関が、しかも、電磁波の危険性については及び腰だった日本とイギリスの2つの、合わせて3つの公的機関が認めた調査結果であります。北欧などの他の国では、もっと前から多くの調査結果が重大な危険性を指摘していて、高圧線の隣接地に学校をつくらないということは当たり前のことであります。重大な病気にならなくても、頭痛、目まい、いらいらや不安感など日常生活に支障を来す症状については相当数の人が悩まされているようで、日本でも電磁波過敏症という名前が知られるようになってきました。もし子供がそのような症状に悩まされたとしても、周りの大人は「落ちつきがない子供だ」とか、「無気力なやつだ」とか、「粗暴な子だ」などの言葉で片づけられていたのかもしれない。

嬉野小学校校庭では、たこ揚げができない見目の危険性と恐ろしい電磁波の問題への解決策は2つしかありません。学校を移転するか、高圧線をのくすかです。学校が後からわざわざ高圧線の真下にやってきた以上、九電さんに文句を言う資格も権利もありません。となると、学校を移転するしかないが、それには20億円ほどのお金がかかるということです。昨年、九電の方にお尋ねしたところ、高圧線の塔の移設は可能ですか、こうお尋ねしますと、依頼があればやりますということでした。もちろん費用はそっち持ちですけどということでしたけれども。そこで、じゃ、高圧線の鉄塔を1基移設するのにおおむねどのくらいかかりますかとお尋ねしましたところ、ケース・バイ・ケースですけど、20,000千円から30,000千円ですという答えでした。小学校への影響を回避するには1基だけでは足りませんから、前後の合わせて3基ほど移設しなくてはなりません。でありますから、かかる費用は1億円前後かかるとおわれます。

1億円といえば、大金には違いありませんが、これからの嬉野市や日本を担うべき子供が6年もの間、過ごす場所から危険で健康を損なうおそれのあるものを取り除くための費用だと考えれば、それがたとえ2倍かかっても高いとは思われません。本当はこの費用は、当時、小学校をあそこに建てることを決めた関係各位で割り勘していただきたいものです。それもできませんから、九電さんに頭を下げ、周辺の地権者にも理解を得て、高圧線を迂回させるようにいたしましょうと市長に御提案申し上げました。あのときの質問の中で、私はこうも申し上げました。近々、WHOは電磁波に関する新たな指針を発表し、今まで国際的に灰色扱いだった電磁波に、より厳しい基準の検討を関係国に促すはずですと、こう申し上げまし

た。また、ここまで公的機関が危険性を認め、さらなる警告にも踏み切ろうとしている今、小学校の真上の高圧線の移設依頼という全国に先駆けた英断を下すお考えはありませんかとも市長に申し上げました。

そこで今回、この高圧送電線の問題を再度この場所で質問しようと思ったのは、ことしの6月18日、佐賀新聞の1面と3面に、私が待ちに待っていたWHOの指針の記事が大きく掲載されました。この記事は市長の目にはどのように映り、どのようなことが脳裏に浮かばれたことでしょうか。記事の内容を申し上げますと、世界保健機構、WHOは指針に電磁波予防策を勧告し、高圧送電線が出す超低周波電磁波の人体影響について小児白血病との関連が否定できないと結論を出したわけでございます。

そこで、再度お尋ねいたします。

嬉野小学校の真上を通っている高圧送電線を、小さな子供たちの安全と、白血病から守るために塔を移転する考えが市長に変化があらわれるかお尋ねいたします。そして、嬉野小学校に子供たちを通わせている保護者の方々が喜んでいただけるような答弁を期待いたしまして、次の質問に移ります。

火災報知器の補助、必要性についてであります。

去年、2006年6月1日に消防法が改正され、新築住宅の寝室や階段などに火災報知器、火災警報器というんですか、そのようなものの設置が義務づけられました。既存の住宅についても、遅くとも平成23年5月中までの設置が義務化されました。具体的な期日は市町村の条例で制定されているそうですが、嬉野市ではこのことを市民にいつからどういう形で知らされようとしておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

きのうも、おとといも嬉野市の6月1日の火災のことを質問されておりますけれども、嬉野中心部の住宅密集地で火事があり、空き家を含め5棟が全焼しました。幸い負傷者はいなかったようですが、一步間違えば大惨事になっていたと思われれます。市長も現地ですぐ駆けつけ、長時間現場周辺にいらっしゃったのを私もお見かけいたしましたので、鮮明に御記憶のことと思います。この火事で特徴的なのは、2時間半で5棟全焼したということです。単純に割り算すると、1棟がたったの30分で燃え落ちることになります。そのぐらい建物が密集したところでは火災は恐ろしいということです。そして、もう1つ恐ろしいのは、古い建物ほど燃えやすいということです。

格差社会、地方の衰退で、この辺で家を簡単に建てかえられる人はそうはいないでしょう。嬉野のような地方都市では、住宅密集地の老朽化がどんどん進んでおります。さらに恐ろしいのは、建物の築年数と住んでおられる方の年齢が並行して上がっていくということです。古い建物ほど高齢者の方が住まれる可能性が高い、つまり燃えやすい建物ほど逃げおくれやすい人が住んでおられるということです。そう考えますと、冒頭の消防法の改正は若干あべこべなところを感じます。密集しているところの古い建物、高齢者が住んでいる古い建物を

最優先にすべきではないだろうかとは感じました。

そこで、健康保養地の市長に御提案申し上げます。

全国に先駆けて市内全世帯、それが無理なら住宅密集地や高齢者だけが住む既存住宅だけでも、火災報知器の設置の金額を補助してはどうでしょうか。ちなみに標準的な乾電池の火災報知器は、1個大体4千円から5千円で買えるようです。全額だと5千円ですが、2,000世帯にその補助をしても10,000千円ということになります。それが無理なら、全額補助でなくても1割から9割までございますので、助成という形がとれるものでしょう。少なくとも市営住宅、新旧問わず火災報知器を市がすぐに設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。中心街の道を見ましても、掘っては塗り、塗っては掘りを繰り返している舗装工事を何回かやめれば浮かせられるお金だと思いますが、いかがでしょうか。

3点目の質問に移ります。これも12月に質問したことであります。簡潔に質問いたします。

国保からの治療費補助は行政単位となっておりますが、隣接する鹿島市、武雄市と協議をいたし、治療費補助の相互乗り入れができないものでしょうか。また、このことは市民も治療院も望んでいることでありますと質問をいたしました。そのときの市長の答弁は2つほどいただき、近隣市の意見も聞いてみたいと考えている。2つ目に、十分近隣の首長と打ち合わせをしながら取り組みをしないと、かえって御利用者に御迷惑をおかけしますので、研究をさせていただきたいと答弁をいただきました。

そこで、お尋ねします。

答弁された近隣市の意見はどうであったのか。また、近隣の首長とどのような打ち合わせをされ、取り組んだ後の研究の結果はどのような形で出たのか、あるいは出ていなければ研究の結果はどこまで進んだのか、その2点をお尋ねいたします。

再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（山口 要君）

ただいま質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

5番園田浩之議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

1点目が嬉野小学校の頭上の高圧線について、2点目が住宅への火災報知器設置補助について、3点目が鍼灸・マッサージ施術の治療費助成についてということでございます。

まず、1点目の嬉野小学校の高圧線についてお答え申し上げます。

以前の議会でお答え申し上げましたとおり、嬉野小学校建設当時におきましては、特に問題がないものとして建設をされているものと考えております。その後、議員御発言のように、いろいろな情報が出ていますと承知をいたしております。今後、経済産業省で対応が検討されていると承知をいたしております。また、学校施設につきましては、文部科学省などの見解も出るものと考えております。また、民間の建物にお住まいの方につきましても、同様に対処

しなければならぬと考えますので、国交省などの見解も出されるものと思います。

今回の耐震の場合と同じでございますが、対策について公的に解決を求められれば、国、県、事業者と協議し、優先して対策を行ってまいります。

次に、火災報知器の設置についてということでございます。

嬉野市になりましてから火災が続き、市民の皆様には御心配をおかけいたしております。消防団など関係機関の御協力で沈静化いたしておりますが、最近、また続いておりますので、引き続き防火について啓蒙をいたします。

火災報知器につきましては、家庭の寝室などに設置が義務づけられました。今後、設置を呼びかけてまいります。嬉野では平成23年5月末日までに設置が求められているところでございます。

補助につきましては、現在まだ検討しておりませんが、共同購入などの推進、また、コストの低減や機種を選択の際の情報などを集めまして、負担感が少なくなるよう研究ができればと考えております。

次に、鍼灸・マッサージについてでございます。

鍼灸・マッサージにつきましては、武雄市、鹿島市の国保関係者に聞き取りをいたしておりますが、前向きな意見は聞いておりません。また、それぞれの首長の考えにつきましては昨日もお答えしたとおりでございます。後期高齢者の事業の中での議論はあっておりますけれども、その後、進んでおらないということでございます。

今後、窓口にお越しいただいた場合に、市民の方の御意向などもお聞きしてみたいと思います。希望が多ければ、再度近隣にはお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

谷口市長の名誉のために一言申し添えておきます。1年前の質問と今回の再質問の要件につきましては15年も前のことでありまして、当時はまだ佐賀新聞社に勤務されておりますので、市長には何の責任もない事柄でありますので、御了承の上、お聞きください。

先ほども市長申されましたけれども、高圧線の影響についても当時調査を行っておられると思いますが、特に問題はないということで判断され、聞き及んでいる。また、影響についても九州電力に問い合わせをいたしているが、影響はない、考えられないということで、移転についてはお願いする必要はないという答弁をいただきました。

先ほど答弁いただいたわけですが、ちょっと私もまだ頭の中が整理できておりませんが、当時は、去年もまだ電磁波とかいうことも余り耳にする機会も少なく、ここにおられる市の職員の方とか議員、それから一般市民の方も去年あたりぐらいまでは電磁波について余り

そう意識がないところであつたらうと思われまゝ。去年と1年たつてからのそれでは、随分状況が変わつてきました。これから先もまた、どんどん変わるだらうと思われまゝ。

ちょっと自分、聞き漏らしたところが幾つかありましたので、もう一回申しわけありませんけど、よろしゅうございますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えします。

先ほどお答え申し上げましたけれども、現在、その報告等も受けて私が承知している範囲では、経済産業省等での対応が検討されているというふうに聞き及んでおります。また、それにつきましては、関連して学校施設等に関しては文部科学省などの見解も出るものと考えておりますし、また、民間の建物にお住まいの方にも当然影響があるわけでございますので、国土交通省などの見解も出されるものと考えております。

そういうことで、今回の耐震の場合と同じでございますけれども、公的に解決を求められることにつきましては、優先して対策を行つてまいりたいと考えております。それにつきましては、国、県、事業者と協議をして行いますということでお答えしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

ありがとうございます。

1年前の答弁におかれましては、そういうことは聞いていないから移設する考えは全くないというふうな答弁でございました。きょう、今いただきました答弁をお聞きしますと、経済産業省の対応とか文部科学省の対応とか国交省の動きいかんによっては、十分というか、当然移設を考える範疇にあるというふうに解釈をしてよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げておりますように、今回の塩田中学校の耐震と全く同じだと思いますよね。この塩田中学校の建設された当時に耐震基準がどうこうということは、詳しいことは承知しておりませんが、大きな問題ではなかったわけございまして、先般の中越沖地震、前の新潟県中越地震等の経験によりまして耐震の基準等も改めて見直されて、また、そういうことで私どもとしては緊急に対応をしておるわけございまして、そういう点で、今回の

電磁波の問題につきましても、既に影響につきましては、おぼろげながらいろんな議論はあったわけでございますけれども、WHOが公的に出したということでございますので、それで経済産業省が対応を始めたという状況でございますので、何らかの指針が出てくるといふふうに考えております。

また、いわゆるこれは学校だけのお話でございましょうけど、ここにもそうでしょうけど、各家庭にも相当の電磁波が流れているわけでございますので、そういう対応について、やはり国あたりがどう考えていくのかですね。そこがないと、公的な施設だけということはないと思いますね。すべての民間の住宅で電磁波を完全シャットアウトした場合には、現在の生活ができるかどうかですね。そういう基準と今回の基準との整合性と、そういうものを当然検討されると思いますので、指針が出ましたら優先して対応していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

指針が出たら、それに対応する。指針が出るまでは動かないというふうに解釈いたしました。

そこで、隣接の家とかがあるから、それも問題であるということをおっしゃいましたが、ちょっと今回のパネルを準備しておりますので。（資料を示す）これが建物と高圧線なんですけれども、屋根から線まで10メートルを切るそうです、最大電圧が送られているんですね。なおかつ、佐賀新聞の1面と3面の記事でございます。もうWHOが指針を出しているわけなんですよね、白血病との関連は否定できないということ。

それで、市長はまた、これはゼンリンの地図なんですけれども、3塔動かせば完全に小学校から回避できるわけです。これをそのまま生かせば強度的な問題がありますけれども、強度を増強したりとかいうことを図らなければいけないかも知りませんが、2塔でも可能なところでありまして、金額的にもそう——素人の考えですから実際やってみないとどういふものかわかりませんが、今市長のおっしゃった経済産業省とか国交省、文科省の指針を待っているは大変になりやせんかなと思うわけでございます。

どういふことかといいますと、1つ目は、嬉野小学校の近辺の開発が進むと、周りに住民がおられるからそれは難しいだろうということなんですけれども、民家はここでありまして、山と田んぼなんですよね。全く民家に迷惑をかけて——地権者は若干ずれるということはあるかも知りませんが、広い田んぼと山でございまして、もしかしたら同一の地権者であるかもしれません。

そこで心配なのは、もし判断とか決断が指針が出るのが遅くなって、学校周辺に新しい家

がどんどん建てられたりすると、もうアウトわけですよ。一軒一軒の民家の地権者にそれぞれ同意書を得なければいけないし、今だと、何ですか、エネルギーというんですかね、それは少なくとも済むと思われそうですが、これは判断を誤られると大変なことになりますので、そう金額もかからないので、子供の安全と健康のことを思うと今からでも、例えば、調査だけでもされたらどうであろうかと思えますけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、これは学校だけの問題ではないわけでございまして、民間の建物にお住まいの方につきましても当然影響があるわけでございまして、これは高圧線をどこに振ろうと一緒にことごとくございまして、これは国全体の課題としてはっきりとした指針が示されなければならないというふうに私は考えておるところでございます。

そういうことでございまして、学校のところを避けたから、じゃ、民家のところにかかっていいよということはないわけでございまして、その高圧線というのはどこでもあるわけでございますから、じゃ、高圧線の下にある民家はすべて影響が出てくるということになれば、これは国全体の課題として対応する必要があるんじゃないかなというふうに思います。ですから、基準がどうなのかとか、どのような形でこの公的な施設を移動しなければならないとかいう指針は必ず出てくるだろうと思っておりますので、それに従ってやっていきたいということでございます。それも政策の中では、緊急性をもって優先して取り組みたいということでお答えをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

市長のおっしゃっていることはよくわかります。高圧線もかなり高い所を通っているところが大半でございますけれども、事、嬉野小学校に関しては、先ほど写真でお見せしましたとおり、高圧線と校舎の距離が10メートルもないというところの環境なわけなんですよ。しかも、3つの公的機関が、そういう場所で生活をしている子供たちは白血病の発症率が2倍以上であるということを公に発表しているわけなんですよ。幸いにも嬉野小学校の子供たちが白血病を発症していないからこそよかったわけでありまして、人間は十人十色、百人百様、例えば、この中でも50人ほどいますけれども、同じ環境下の中でも風邪いっちょかからん人もいるだろうと思えます。たばこを100本吸いよっても肺がんにかからない方もいらっしゃるだろうと思うんです。たとえ吸わなくても肺がんにかかる方もいらっしゃるだろうと

思うんですよね。人間それぞれ、かかりやすい人と、かかりにくい人が当然いるわけでありまして、子供たちもしかりだと思うんですよ。白血病にかかりやすい子、かかりにくい子、かからない子、いろいろパターンがあると思うんです。その同じデータというか、高压線が通っていないところの子供たちの発症率と、高压線の真下で幼少期を過ごしている子供たちの白血病にかかる率が倍以上であるというデータが既に出ておるけんですね。しかも、校舎との距離がこれだけしかない。たまたま白血病になっていない、発症しなかったからよかつたものの、非常に白血病になりやすい体質の子供が嬉野小学校に通うことになったら、それは一つの公害じゃなかろうかと思うわけでございますけれども、そこら辺、市長どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

そういうおそれがあるからこそ、緊急に対応する必要があるはずということをお答えしているところでございまして、今議員御発言のように、もちろん距離の問題とかいろいろあると思いますけれども、その当時、これで一応問題はないということで基準をクリアして、9メートルですか、幾らかだったと思いますけれども、それで建設がなされておるわけでございます。ですから、じゃ、それがどのくらい移動したらいいのか、どうしたらいいのかということ、また、今言われておりますように、それぞれの建物内にも電磁波は数多くあるわけでございますので、そういうものとの関連とか、いろいろ出てくると思います。そういうものをやはりある程度しっかりとした公的な判断、見解がなされるものというふうに思っておりますので、そういうところを十分慎重に検討しながら、対応するところがあれば緊急でも対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

なかなか厳しいですね。それでは、教育長にお尋ねします。

教育長は当然御存じですよ。

○議長（山口 要君）

教育長は今回質問通告で上がっておりません。

○5番（園田浩之君）

だめですか。

○議長（山口 要君）

はい。

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

○5番（園田浩之君）

今回も通告書からそれてしまって議長には迷惑をかけておりますが、それでは、教育次長にお尋ねいたします。次長が答え切れなかったときには、答えられる方が代弁ということで結構でございますので。

塩田の方は御存じないと思いますけど、これが校舎と高圧線の距離ですね。写真ですから、こんなくっついたように見えますけれども、実際は10メートルです。それで、WHOの指針が既に出ているわけなんですよね。先ほども申しましたように、たばこを100本吸っていても肺がんにかからない人、何も吸わなくても肺がんにかかってしまう人、風邪を引く人、引かない人、同じように子供たちが何の電磁波とか関係ないところで白血病になる子供もいれば、かなり厳しいところでの環境で育っていても白血病にならない子供もいます。それは先ほど申し上げましたように、十人十色、百人百様、遺伝子によって、なる子、ならない子、なりやすい子、なりにくい子、たくさんあると思いますけれども。先ほども申し上げましたように、同じ条件で、そういう電磁波の強いところで生活をしている子供は、白血病の発症率が2倍以上という結論というか、発表、報告がなされているわけなんですよね。

それで、嬉野小学校はまさにそういうところだろうと思うんです。そういう環境下のところに子供たちをさらしておいて、教育次長としてはこのままでいいのか。改善できるものであるならば早急に改善したいなど、いろんな考え方がおありでしょうけれども、答弁を、感想をお願いします。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

それでは、嬉野小学校の上を通る高圧線について御答弁を申し上げます。

議員が申されたとおり、ことしの6月18日に世界保健機構、WHOが環境保全基準を公表いたしました。これを受けまして、経済産業省、原子力安全・保安院が電力設備電磁界対策ワーキンググループを立ち上げ、検討に入っておられます。ことしの秋には報告をまとめる予定となっております。

教育委員会といたしましては、まず、この報告書の公表や関係省庁の通知などの動向を注視していきたいというふうに現時点では考えております。子供たちが学校生活すべてにわた

り、安全・安心して授業が受けられるような環境づくりを確保する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

私は水俣病やイタイタイ病など政府が認めたものだけが公害だとは思いません。公害という字を見ますと、公のものが害をなすこととも読めるわけです。そういうふうを読めば、行政や公的権力を握った人の横暴や無作為によって何の罪もない多くの人が苦しむことをも公害であり、この件も私に言わせれば立派な公害の範疇だろうと思うわけでございます。

そこで、最後に市長に請願というか、お願いというか、判断、決断が遅くなって「健康保養地の小学生、高圧線の真下に通う」などと先々で報道の見出しでやゆされる前に、ぜひ行動を起こされて、そういう報道がないように早目に対策をとっていただきたいし、その前に、実際九電に動かすに当たって本当にどのぐらいかかるんだろうかというぐらい調査はぜひしていただきたいと思います。

早目の決断と判断を切にお願いすることといたしまして、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（山口 要君）

2番、3番はいいですか。

○5番（園田浩之君）

いいです。

○議長（山口 要君）

これで園田議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

8番川原等議員の発言を許します。

○8番（川原 等君）

川原等でございます。通告に従い一般質問を行います。

2007嬉野市市勢要覧で歓声が聞こえる嬉野市のまちづくりでは、嬉野市のすばらしいものをみんなが共有し大切に守り育てながら、市民がさらなる幸せと夢と希望を持てるよう、嬉野市のまちづくりの基本方向となる柱を4つ設定されています。1番目は、世代を超えて住

み続けるまちとなっており、暮らしに密接に関する防災、防犯や保健、医療、福祉分野の高度な住民サービスの充実を目指すとあります。当然、大事なことばかりではありません。しかし、私がお伺いしたいのは、嬉野市内の公共交通の整備はこれでいいのかということです。

谷口市長が市勢要覧の中でこのようなことを書かれています。現在、市内には長崎自動車道、国道34号、498号といった西九州の広域的な交通網が充実されており、また、九州新幹線西九州ルート of 整備も予定されていることから、将来にあつては、ますます広域アクセスの向上が期待されますということでした。

嬉野市と他市町や県外とを結ぶ交通網の整備が充実されることは、嬉野市の発展に当然結びつくわけですので、大切なことであることはわかります。大いに進めるべきと思います。では、市民生活に密着した市民の足である公共交通網は整備されているのでしょうか。

生活交通路線として運行している祐徳バスは鹿島から武雄への祐徳線、鹿島から嬉野への嬉野線、また、鹿島から吉田経由して嬉野までの吉田線がありますが、この3路線は鹿島市と武雄市に接続している大事な路線であります。しかし、廃止代替バス路線として祐徳バスが運行しております上久間線、下吉田線、春日線、大野原線、三間坂線のこの5つの路線があります。このバスを利用されているのはどのような人々なのでしょう。バス停の近くに住んでおられる住民だけではないのでしょうか。塩田町内で言えば、冬野、牛間田、北志田、南志田、西山、光武、中久間、町分、布手、畦川内、美野全域、大草野南上、南下、五代、長谷、鍋野、あと五町田地区の殿木庭、下童地区は、ほとんどと言っていいほど利用することができないのではないのでしょうか。嬉野地区はもっと広範囲の住民が路線バスの恩恵を受けられずにおられるのではないかと思います。このような問題を解決してこそ、最初に申しました高度な住民サービスの充実を目指すことではないのでしょうか。

嬉野市は、バリアフリーの充実を目指しております。バリアフリーとは、段差をなくしたり手すりの取り付けをすることだけではありません。だれでもが同じ補助を受けられるようにするのもバリアフリーの一つと考えます。このような不公平と思われる状態をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、廃止代替バス路線で運行されているバスの乗車の状況はどのような状態か、把握されているのか、半年に1回でもチェックされているのかお伺いをいたします。

隣町の白石町ではコミュニティータクシー「いこカー」を運行されております。バス停を設置されて、1日何回か巡回しております。1路線100円ということでした。バスはジャンボタクシーで10人乗りです。6路線で6台が走っております。白石町では走る路線が決まっていますが、おりるときはバス停以外でもとまってくれるそうです。さらに、小城市の芦刈町では「あしかり便利カー」が走っています。この方式は電話で予約をし、自宅から町内の目的地まで200円で運行してくれます。帰りも電話をすると自宅まで送ってくれます。ただ、到着時間などについては余裕が必要とのことでした。

高齢化が進み、核家族がふえている社会情勢を考えれば、嬉野市が現在運行している今の現状がいいはずはないと思います。また、高齢者も年々増加しています。早急な対応が必要と思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

私は芦刈町で運行されているドアからドアへ、玄関から玄関までの運行サービスができる芦刈方式をぜひ嬉野市内で取り入れてほしいと思います。そのためには、嬉野市地域公共交通会議を設けて、協議を重ねていかなければならないということでした。だれもが同じ条件でサービスを受けられるのは当然のことです。市長の考えをお伺いいたします。

塩田中学校の耐震補強については質問席から行います。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

8番川原等議員のお尋ねについて、お答えいたします。

お尋ねにつきましては、市内公共交通バス運行についてということでございます。

市内のバス路線につきましては乗客数が減少し、補助により走行を継続いたしております。バス会社につきましては調査を行っていただいておりますが、路線によりましては1人も乗らないときもある状態で運行いたしております。嬉野市といたしましては既存路線の廃止により、交通としての足がなくなり、児童・生徒、高齢者に急激な御不便をおかけしたくないというところから補助により継続しておるところでございます。補助金の額も多くなってきております。一般会計からの繰り入れのみの場合は、議員御発言のように、御意見として出てくるものと考えております。また、一般の市民の皆様からも平等ではないという見方もあると思います。現在は、県の補助も組み合わせながら路線を維持しておりますので、御理解をお願い申し上げます。

調査をしたのかというお尋ねについては、嬉野発着では大野原線、大野線、下吉田線、三間坂線の4路線がございます。塩田町では上久間線が鹿島発着で運行されておるところでございます。

乗車の状況でございますが、下吉田線が一番乗客数が多く、最も少ないのは上久間線となっております。乗客数のチェックにつきましては、上久間線を1カ月データをとっておるところでございます。ほかの路線につきましては、年に一、二回データをとりチェックを行っておるところでございます。

この公共バスの問題につきましては、多くの自治体でも事業として取り組んでおられます。さまざまな情報を得ておりますけれども、厳しい状況であり廃止を考えているところもあると聞き及んでおります。

議員御意見の芦刈の制度につきましては、負担感は少ないと考えております。議員御発言の趣旨も踏まえまして、地域公共交通会議を設けて協議をいたしたいと思います。すべてに

対応できることは厳しいと思いますが、現在の主要路線補助方式への補完の事業として考えていけば不公平感は薄まるのではないかと予想しておるところでございます。

以上で川原等議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

今回、市内の公共交通バス運行についてと塩田中学校の耐震補強についてを取り上げておりますので、ちょっと順番は変わりますが、塩田中学校の耐震補強についてを先に行いたいと思います。

まず、通告書に上げております塩田中学校の建物は耐震補強が必要であるとの結果が出まして、特に普通教室棟においては2学期より使用しないと判断されるほど強度が不足しております。管理棟、普通教室棟、特別教室棟、体育館については各棟どのような方法で補強をされる考えか、市長にお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

塩田中学校の今回の緊急の判断につきましては、それぞれの市民の皆様方の御理解をいただき、また特に塩田中学校の生徒、職員の皆さん方の御協力をいただきまして、現在普通教室棟を閉鎖いたしまして、特別教室棟、また管理棟、それと中央公民館等を利用しながら、授業を9月1日から行っておるところでございます。このことにつきましては、議会の皆様初め関係者の皆様方の御理解をいただきましたことに、お礼を申し上げたいと思います。

緊急の対応でございましたので、授業の開始について随分心配をいたしましたけれども、教職員等の御協力もありましてスムーズに取り組みがなされておるところでございます。私も機会をとらえて、中央公民館等にはお伺いいたしておりまして、現在恒常的に使用しております社会福祉協議会の事業関係、また、社会教育関係の事業関係の御利用者の皆さん方にもお願いをいたしておるところでございます。また、隣の保健センターの施設、また、必要であれば、私たちの本庁の施設も開放するようにいたしておりますし、また、大がかりな会議等広いスペースが必要であれば、嬉野地区の施設の利用も御案内を申し上げておるところでございます。

議会の冒頭でもお願いしておりますけれども、今回予算としてお願いしているわけでございまして、現在の状況ではプレハブ住宅の建築までには三、四カ月かかる見込みでございまして、それまでには市民の皆様方の御理解をぜひいただきたいと思っております。プレハブ教室が完成しました後、普通教室、特別教室等もそちらのほうに準備いたしますので、生

徒の皆さんにおかれてはプレハブ教室に移動をお願いするということになります。

それから、市といたしましては県、または国とも協議をいたしまして、緊急に補強についての予算の獲得に全力を尽くしてまいりたいと思います。予算獲得が決定いたしますと、補強につきましては県の基準がございまして、私どもの耐震の数値として出てきましたものが補強によりまして、県の基準でございまして0.7以上を確保できるという委員会の判断もございまして、その手法にのっとって補強をしていきたいというふうに思います。

補強の方法につきましては専門的になりますけれども、先日教育長が申しあげましたように、簡単に言いますと、かさ上げ部分とそれから各教室の部分、そういうところに決められた範囲で鉄の枠をつくりまして、筋交いを入れていって、そして、強度を保っていくというふうな手法でやらせていただきたいと思います。

そういうことで、時期的にはまた教育長のほうからも答弁すると思いますが、今お答え申し上げましたように、できる限り子供たちの授業に影響しない休みの日、また休みの期間、そういうものを利用しながら、できるだけ早く子供たちが教室に戻れるように対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ただいまお尋ねの補強の計画の方法でございまして、普通教室棟につきましては、1階のピロティー部分は鉄骨ブレースと鉄筋コンクリート壁の増設、それに、柱がございまして、銅板巻きの併用による補強と計画をされております。2階から4階までは鉄骨ブレースの補強となっております。管理棟につきましては1階から2階は新設耐震壁、新設の壁と鉄骨ブレースの併用補強となります。3階から4階は鉄骨ブレースの補強となります。特別教室棟につきましては1階部分は耐震壁、新設壁と鉄骨ブレースの併用補強となります。2階部分は鉄骨ブレースの補強となります。それから、体育館につきましても補強が必要でございまして、1、2階の部分は補強の必要ありません。ただ、上の部分の既存の軸というんでしょうか、それを残して新設軸のブレースによる補強として屋根筋交いは全面取りかえの補強計画がなされているところでございます。いずれにしましても、県の耐震判定結果に基づいて、鉄骨ブレースと耐震壁での補強を基本として考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

まず先に、教育長にちょっとお伺いしたかと思いますが、今の塩田中学校の校舎は約37年か

38年経過していますね。教育長はおわかりと思いますけれども、新しい学校のつくりは今の中学校のこの古い建物と比べて非常に使い勝手が悪いという感じがしますけれども、その辺は教育長どのように考えておられますか、今の新しい建物の整備状況ですかね、設備状況、そういうと今の中学校の37年の分の現在の建物と比べて。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

旧嬉野町内の学校は非常に近代的な建て方で非常に効率よくなっているわけですが、この当時建てられた、昭和44年から45年に建てられた塩田中学校あたりは非常に段差があってみたりというんでしょうかね、機能的にやや不便だなというふうなところは多々あります、小さいところあたりですね。特に渡り廊下あたりと各教室等のつなぎあたりの段差あたりですね、非常に気になる部分は見受けられます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

次に、市長にお伺いしたいんですけれども、去年の5月ぐらいやったですかね、嬉野のふれあい住宅ですか、あそこの完工式の時期だったと思いますけど、ちょうど塩田中学校の耐震の話が出ていたと思います。そのときに、私は今塩田中学校の耐震方法は結局どういうふうにした方がいいのかということで、私は今市長が言われましたように、鉄骨のブレース、そういう関係で補強を進めるもんだと思ってきたんですね。そのとき市長が言われたことは、今の学校の、嬉野町の学校のことだったんですけれども、見てくださいと、昔の建物から比べれば大分違いますよということを私は言われたと記憶しております。

今回、この塩田中学校の耐震の結果が出たときにも、谷口市長はもう恐らく改築で作り直すんだなという、先入観と言ったらおかしいんですけれども、私はそういうつもりでおったわけなんですけれども、完全に逆転しましてブレースでいきますと、ブレースと要するに耐力壁のコンクリート壁をつくりますという方法で言われたので、それは前と比べてどのような変化があって今の方針を出されたのかなという気がしております。その辺をちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そのときのことを定かには覚えておりませんが、ちょうど議員と同席させていただ

いたときには旧五町田小学校、それから旧塩田小学校、それから久間小学校、そういうところをずっと見て回っておりまして、そういう点で壁のひびの問題とか、それからサッシの問題とか非常に厳しい状況であるし、また、そのとき話をしたかどうか知りませんが、小学校の先生からトイレの状況とかを承っておりまして。そういうことで、嬉野地区は年次的に学校を建てかえてきておったものですから、現在のその学校の状況と塩田地区の学校の状況は一番違いますと、そういうことで多分議員は施策の課題としては何かということをお話しされたときに私は、塩田地区はまず学校施設の整備が第一でありますよということをお話ししたのではないかなというふうに思っております。

今回の塩田中学校につきましては、正直申し上げまして耐震の数値については、私は予想外というふうなことで理解しておりまして、耐震調査をしましてもしばらくは使えるものだというふうに考えておりました。ただ、もう数値が極端に少ないということで緊急に対応するわけでございますけれども、議員御発言のように、将来的には私は塩田中学校につきましても、ほかのところにつきましても、やはり建てかえの必要があるというふうに考えております。

ただ、きのうもお答えしましたけれども、建てかえることを前提にいたしましても、しばらく時間もかかっていくというふうに考えておりますので、今回は緊急に補強をいたしまして、そしてその後、教育委員会とも協議をいたしまして早急に塩田地区の学校施設の整備について方向性を市民の皆さんとともに考えさせていただければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

担当課にちょっとお伺いしたいんですけれども、今まで一般質問で3名の方がこの問題を取り上げてきておられますけれども、質問が重複するかもわかりませんが、ちょっと伺いたいのは、4つの建物、体育館、管理棟、教室、特別教室、この部分はもうすべて耐震補強でいくということですが、この分の予定としてはことしいっぱい仮校舎を建て、来年の4月から8月までの期間で工事を完了させるのか、その辺の大まかな予定をお尋ねいたしたいと思います。恐らく校舎4つを一遍にかかるのではないと思いますけれども、その辺についてもどういう順序で現在考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

お答えします。

今までいろんな耐震補強の進め方、あるいは今後の問題について質問が出ておりましたけれども、とりあえず12月までにはプレハブの仮校舎の建設をしていきたいと考えております。今度の議会に補正をお願いしておりますけれども、いずれにいたしましても、プレハブ仮校舎については建築基準法が変わりまして、前段の事務的なそういうふうな手続にかなりの日数を要しますので、そこらも含めて今から進めていくわけでございますけれども、12月、ことしいっぱいには仮設のプレハブ校舎の建設はしていかなきゃならないと思っております。

そういうことで、これについては耐震関係の事業の国の予算枠の関係もございまして、今年度中に交付金事業の採択が可能となった場合は年度内に交付金の手続を行いまして、できれば前倒しで繰越事業として進めていくことになるのではなかろうかと思っております。

そういうことで、補強の工事に取りかかる時期についてはその後、18年度の例によりますと、補助金の内示が6月ごろあって、7月ごろ交付決定が来ているということを伺っております。そういうことを勘案いたしまして、その後工事にかかるわけですけれども、まず普通教室から、夏休み期間を利用して取りかかっていかなければならないと思っております。あと随時、それぞれ管理棟、特別教室棟、体育館というふうになってくるわけですけれども、具体的には業者が決定してから施工計画に基づいて、そこら辺についてはどういうふうに進めるのか決めていかなきゃならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

最終的にはさっき言いました来年の8月末ですか、最終的にはいつまでを予定されていますか、工事完了は。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

補強工事の完了につきましては、これはあくまで概算の期間ですけれども、普通教室については3カ月程度、それから、管理棟につきましては2カ月弱、それから、体育館につきましては1カ月、特別教室につきましては、これもおおむね1カ月ということで、そういうふうに設計業者のほうからは伺っております。そういうことを見込んで、できれば7月の終わりごろから工事にかかりまして、夏休みを利用いたしまして9月ぐらいまでには全体的に工事が完了するように、進捗を図れるようにしていければいいんじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、業者が決定次第、施工管理を含めてですね、工程管理を含めて

打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

夏休みを挟んで改修をやってしまうというお話ですね。7月から9月までですから、そういう話になるわけでしょう。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

できれば、先ほどから申し上げておりますように、学校の施設関係については極力今まで夏休み期間を利用して工事をしておりますので、短期間で完了すればいいですけれども、大がかりな工事になりますので、業者の決定の仕方も今後指名委員会等で決定をされるべきと思っておりますけれども、早い時期に完成をしていかなければならないと思っております。あくまで概算の工期ですので、短期間のうちに工事を完了するというような見込みで申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

済みません、もういっちょ、概算でよかとですけど、普通教室棟は3カ月、特別教室棟は1カ月って言われましたかね、そういうことですね。はい、わかりました。

次に、もう1つお伺いしたいのは、工事費が4億円から5億円という話だったと思えますけれども、プレハブ工事に幾ら、極端に言えば、建物の耐震に幾らということを分けてお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

これもあくまで概算ですけれども、きのう市長のほうから4億円と言われましたけれども、これはプレハブの建設費がおおむね1億円程度、それから補強工事が3億円ということで、そういうことであくまで概算の見積もりということで答弁がなされていますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

もう1つ、この耐震の工事に伴いまして、その工事の範囲ですけど、この金額、要するに耐震工事は約3億円という話なんですけれども、この分は鉄骨の筋交いをつける、耐震壁のコンクリートを設ける、その分だけの工事費じゃないかと思えますけれども、それと要するに筋交いをつける場合の一部取り合いの補修ですね、そういうことの予算だと思いますけど、どうですかね。その辺までわかりますかね。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

仮の、どれぐらいかかるのかというのが専門的に聞き取り調査したぐらいのことです。それに幾らか多めに答えましたのは、それをやる際について極端に老朽化しているところが見つかった場合には幾らか補修も必要かなというようなことも出てくるんじゃないかなというふうに予想をしているところですのでございまして、そういう点も踏まえてお答えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

きのう9時ぐらいに塩田中学校の普通教室をちょっと見させてもらったんですけども、今の建物の教室の中というのは相当汚れていますね。壁の塗装なんか、極端に言えば手あかっているところは、もう完全にとれてしまっているという状態、床も割れている、そういう状態で、結局教室と廊下の間仕切りも木造でいっていますし、それを今度鉄骨をつけるところだけを重点的にやりますと、例えば、その教室の中の天井とか床とか壁とか、そういったのは極端に言うぎいじゃないというやり方がこの金額だと思うんですね。そういうことで、この学校を修理、例えば、その強度だけでもたせるという、そういう仕事のおさめ方をすれば、今現在でも非常に汚れたような古臭い校舎で子供たちは勉強しているわけなんですけれども、さらに悪くなると私は思うんですよ。私はそういう状態で、今の子供たちに勉強をさせる環境に持っていくというのは非常に疑問を感じるわけですけど、教育長はその辺はどうお考えですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

私、教育委員会としましては、やはり安全・安心な校舎でお願いをしたいというふうに思っております。特に普通教室棟は一日じゅう子供たちが生活する環境でございますので、やはり状況としてはいつ何時地震があるかもわかりませんので、それに備えるためにはやはり安心で十分できる部分の施設環境といいたいでしょうか、そういうものを私どもはお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

今の質問をそのまま市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

教育委員会の希望も十分承知をしておるところでございますが、私も現場を見ましても、普通教室の中のほうはそれぞれの使い方で違うんでしょうけど、特別教室におきましても、ひびが床に入っているところもございます。そういう点は、できる限り補修もしていきながら取り組みをしていきたいというふうに思っております。また、設計等につきましても、専門家がやられるわけでございますので、できるだけ利便性を損なわなくて使えるように、それは専門的に御理解いただくような形で教育委員会とも協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

8年ぐらい前になりますか、私が前勤務していた会社で、私は鹿島実高の耐震工事を担当したわけなんですけれども、あの建物が県工事でどういうふうにしてやったかという、当然筋交いとはつけましたけれども、要するに教室の内部、床、壁、天井、すべての改修なんです。今度中学校、教室の裏側に柵も何もなかったんですけれども、今ほとんど各学校は柵がついていると思います。鹿島実高もつけたわけなんですけれども、そういうことで、さっき金額的にいろいろ3億円だどうだ、こうだって話を聞きましたけれども、鹿島実高がちょうど7.5スパンぐらいありまして、今の普通教室よりもちょっと短いで4階建てなんです。その分で建築工事だけで約145,000千円ぐらいだと思うんですが、それに設備関係が入ってきますので、全面的にリフォームしたら2億円ぐらいの金額になるのかなという気がします。

せっかく補修工事、私はどっちかと言え、もう改築でお願いしたいわけなんですけれど

も、そういうふうになればもっと金額が上がりますので、せっかく耐震で工事をするとなれば、やはり中のほうのリフォーム、それと、外部に関しては部分的でもいいと思いますけれども、そこまではぜひお願いしたいなという気がするんですけども、今の部分的に補修、耐震のブレースを入れるところだけの補修となれば、私はとにかく仕上がった場合の見てくれというのは物すごい悪いという気がいたします。

実際担当したからじゃないんですが、鹿島実高の改修工事は外から入ってきたらもう新築と一緒にですね、床から壁からもう本当に全部やってしまいましたので、それで、今ここで額で考えれば恐らく2億円ぐらいかなという気がするんですけども、その辺少し時間をかけてぜひ検討をお願いしたいなと思うんですよ。

今、8月の十何日やったですかね、そんときに県のほうの要するに耐震診断の結果出て、まだちょっと1カ月程度でばたばたと話が進んでいますけれども、もう少し考えてもいいんじゃないかと。少し時間をつくってもらって、検討なり、協議なりをする場を設けてもらいたいなという気がするんですけども、市長いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

耐震の工事自体につきましては手続等の問題もございまして、一応補強で行うわけでございますけれども、議員御発言のように、補強プラスの修理とか、また、若干の施設の充実とかというのも当然出てくると思いますので、そこらにつきましては教育委員会と協議をしながら、やはり子供さんたちの授業に差しさわりのないような形でやっていきたいというふうには思っているところでございます。

現在はお話ししましたように、とにかく耐震の耐力を上げるための一応見積もりで動いているところでございますので、そういう点では、ただ教育委員会のほうとしても、幾らか補修とかリフォームとか、そんなのが出てくる可能性がありますという話は聞いております。そこらは十分協議をしながら行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

先ほど私が1億4,000幾らと言いましたのは、1棟だけの金額ですね。

そうですね、とにかく今の中学校の耐震は非常に大きな問題でありますので、今市長が答弁されましたように、ある程度は協議に協議を重ねて、なるだけいい方向に持っていってもらうようお願いをしたいと思います。

次に、公共交通バス路線について再質問いたします。

今回、このバス路線の運行について取り上げたというのは、やっぱり偏ったサービスになっているということを感じたものですから取り上げてみました。この廃止代替バス路線というのは壇上でも申しましたように、利用されているというのは運行されている路線の周りの方だけで、そのほかというのはほとんど利用されていないんですね。だから、その辺をやはりサービスというのはだれでもが同じ条件で、だれでもが受けられるようにしてやるのが本当のサービスだと思いますので、今回の質問にしたわけなんですけれども、まず、集中改革プランというのがございまして、そこに明記をされておりました。これはちょっと担当のほうにお伺いしたいんですけれども、この中で経費の節減とか、路線の見直し、乗り合いタクシーなどへの移行を含め要検討ということでございました。その分について、これをいつまでにどのような方向に向けて進める基本的な考えがおりなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

それでは、お答えを申し上げます。

廃止代替バスにつきましては、従来路線バスとして走っておった路線がどうしても赤字で走らせることができないというバス会社からの申し出があり、それでは困るということで市のほうからお願いして廃止されたバスのかわりに今のバスを走らせているという方法を今っております。

御存じのように、バス自体が大型バスでございまして、隅々まで走らせるということは道路上の安全問題もありましてそれができないということで、大きな道路だけを今走っているわけです。市長も申しあげましたように、今4路線走らせておりますけれども、現状をちょっと見てみますと、ほとんどが空車のままで走っているという路線が多うございます。これは、嬉野市だけの問題じゃなくて、全国的な問題になっているということで、特に地方ではこの問題が大きいようでございます。都会では乗車のお客さんが多いということで、何とか運営できておりますけど地方がひどいと。県内でもそういうところが多うございまして、廃止してコミュニティーバスやら、それから乗り合いタクシーに切りかえているというところが多うございます。

議員、調査されています白石町でもそのような方式、小城市でもそういうふうな方式をとられています。もう嬉野もこのままではいけないということで、地域公共交通会議というのを立ち上げるように今準備をいたしておりますので、その中で全面的に見直していこうということで今考えておりますので、状況としてはそのようになっております。時期的には、今年度中にある程度まとまればと思っておりますけれども、早くて20年度の10月以降になるか

とは思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

済みません、今の20年の10月以降にどういうことですか。もう一回お願いします。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

20年の10月以降に、今の廃止代替バスの運行形態を見直すということです。

何でもこういうふうに中途半端な時期になるかと言いますと、バスの決算が9月末が一応1年の決算ということになっておりますので、10月が区切りということになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

そうしたら、新しい何か方式を考えるとすれば、もし考えがあつてそれを実行するとすれば、どういうことですかね。平成21年度から始められる、それくらいの感じですかね。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

まだ、その組織自体が立ち上がっておりませんので、この交通会議ですね、バス会社はもちろんですけど利用者の方、それから公的機関の方々、国土交通省とか、それから土木事務所とか、いろんな方々に入っていただいて会議を行うわけですけど、これがいいという方法が出てくるのが、やはり1年近くかかるんじゃないかと思います。今から、10月から始めたとして来年の9月末ぐらいまでにはきちんとまとめたたいと。それで方向が出て、それで21年度の予算づけを20年の11月ぐらいからお願いして、実質21年4月からそういうふうな運行にできたらと、そういうふうに計画はしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

ことしの7月9日に、白石町の企画課を訪ねました。町内を循環するコミュニティータクシー「いこカー」というのについて話を伺いに行ったわけなんですけれども、白石町は平成

17年1月1日、嬉野市の1年前に合併をされておりまして、新まちづくり計画の生活基盤施策として交通網の整備充実を挙げておられました。いこカーの運行はジャンボタクシーの10人乗りで運転手さんを除けば9人は乗りますと。バス停に例えば10人いらっしゃれば9名しか乗せることができないもんですから、あとの1人はすぐ連絡してタクシーを呼ぶということで対応されているということでした。当然、その分の料金も1路線100円ということで対応をされて、全住民にサービスを提供されるように頑張っておられました。

予算としては、平成18年度が28,980千円、このうちの県の合併交付金から28,000千円を出されておりまして、この県の合併交付金というのは5年間で10億円使えるというシステムですね。それを今活用されて、結局年間に28,000千円も幾らも使っているもんですから、合併交付金を使えるときはそれでいいんだという考えで、あとはそれが切れた場合にどうするかということで、この白石の企画課の人も芦刈町の便利カーですか、その分を視野に入れていきますというお話を伺いました。

結局、バス路線を設定してバス停をつくっていけば、そのバスを利用される方が非常に不便な方も当然出てくるわけで、不公平というのはわかります。それと、バスの路線に人間が合わせる今のやり方、循環バスですね、その分については当然人間が少なかった場合には空の、要するに空気を運んでいるという言い方を俗にしますけれども、この芦刈で行っている便利カーというのは、結局は電話予約して、何時ごろどこどこに行きたいと、例えば、病院に行きたいとか、役所に行きたいとか、そういう予約をするもんですから、空で動くということがまずない。非常に無駄がないやり方で、芦刈町でも年間2,000千円弱ぐらいの予算を組んでおられるということでした。芦刈町なら半分ぐらいの人口かなという気がいたしましたので、嬉野地区全体ではちょっと私もわかりませんが、塩田町内のことを考えれば、割と塩田町はまとまっているもんですから、この芦刈町のやり方が非常に塩田町については合っているんじゃないかという気がいたしますけれども、この辺、市長、内容についてわかりましたら、考えがありましたらお伺いしたいと思っております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

白石町のいわゆる公共交通のシステムとか、また多久、それから唐津とかいろいろ以前から情報はつかんでおりまして、議員御発言のように、白石の場合は資金面で、予算面でどう続けていけるのかというのは課題だろうと思います。

今回、芦刈の制度について御紹介いただきましたので、担当のほうから資料を受け取って、また、利用システム等も聞いたところでございます。聞いた範囲では、議員御発言のように、この芦刈の制度は非常にいいのではないかなというふうなことで考えまして、今お答えをし

たところでございます。必要なところに必要な乗り物が届けられる。そしてまた、無駄が少ないというふうなことであろうと思います。ただ、課題はやっぱりそれをどう広げていくのかということでございまして、そういう点で今のところ芦刈の場合は公共施設から病院とか、自宅から公共施設までとか、決めておられますので非常にいいわけですけど、嬉野地区のような場合は、バスを使ってほかの交通機関に連携して使うということもあるでしょうから、そういう弾力性のある利用方法を何か考えられれば、芦刈方法というのは非常に、私どもにとっても、予算を組む場合にとっても非常に新しい考え方だなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

ありがとうございました。非常に前向きな言葉をいただきまして感謝申し上げます。ぜひ、この循環バスですか、だれでもが平等に利用されるというシステムはぜひ、できれば急いで実現していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで川原議員の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問の議事を続けます。

1番小田寛之議員の発言を許します。

○1番（小田寛之君）

議席番号1番、小田寛之でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をいたします。傍聴席の方におかれましては、長時間にわたりありがとうございます。

今回、私は公用車について質問をさせていただきます。

嬉野市には事業課が管理する専用車と財政課が管理する集中管理車の2通りの管理方法で本庁支所合わせると、かなりの台数の公用車があります。公用車というものは市民の財産であり、それを使用する者は、きちんとした管理をしなければならないというのは言うまでもないことですが、今回、私がなぜ公用車について一般質問をするのかといいますと、先月2日から3日にかけて議会広報編集特別委員会で、公用車にて鹿児島へ視察研修に行ったのですが、出発前に日常点検をしましたところ、タイヤは激しくすり減っており、消耗して、中からワイヤが見えている状態であり、安全に走行することができない状態でした。また、ねじで取りつけてある後部座席の窓ガラスはねじが緩み、そのまま修理をせず走行すると、外れてもおかしくない状態でした。

私は自動車を運転するという事は、人の命を預かっている、一歩間違えれば人の命を奪ってしまうかもしれないと覚悟し、運転しなければならないものだと思っております。乗っていかうとした公用車は、整備不良が原因で交通事故を起こし、最悪の場合、人の命を奪ってもおかしくない状態だったわけです。また、エンジンオイルも、前回いつ交換されたのか。本来は透明性があり、さらさらな状態でなければならないエンジンオイルは真っ黒でどろどろに近い状態に劣化しておりました。これもエンジンオイルの劣化がひどい場合、走行中にエンジンが故障し、車が突然停止してしまう状態にもなるわけですが、高速道路などでとまった場合、大きな事故にもつながりますし、大変恐ろしいことでもあります。

市民の財産である公用車が、このようにずさんな管理をされ、日常的に使用されてもよいものなのか。税金を納める一市民として納得ができないことでもあります。

まず、市長にお尋ねいたします。運行を管理する最高責任として、安心・安全を第一に考えなければならないと思いますが、運行の管理について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

答弁の内容によっては、前後するかとは思いますが、あとの質問は質問席より行います。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

1番小田寛之議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、公用車についてということでございます。

昨今の交通事故防止運動の観点から、所有自動車に対する管理責任が厳しくなっております。嬉野市は公用車として77台程度、公用車を所有いたしております。加えて各地区の消防団に37台を配備しておるところでございます。

道路交通法の規定により、安全運転管理者や副安全運転管理者を選任し、公安委員会に届けております。常日ごろから安全運転に対する心構えを持ち運転するよう、私も会議などで指導をいたしております。日常の運転に際しましても、定期点検につきましては、おおむね5,000キロ走行をめどにオイル交換やタイヤの点検確認などを行っておるところでございます。また、日常では、タイヤ、外装などは目視による点検を行っております。去る5月22日には、職員による全公用車の点検を実施したところでございます。

以上で1番小田寛之議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

5月22日に全車両を点検したとのことですが、これは議会広報で乗っていった公用車も点検されたんですかね。円田さんから寄附をいただいているキャラバンですけど。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

5月22日の点検のことをございますけれども、この際の点検は、ブレーキランプ、方向指示器、これはきちんとついているかという点検を行いまして、タイヤがどうのこうのまでは、その5月22日にはやったことはないと思います。ただ、常日ごろ走行をして異常を感じた場合は、運転記録にきちんと載せ、集中管理車につきましては管財係へ、支所につきましては支所の総務課の方に届けるように管理規程がございますので、そういうことで運用をやっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

これはタイヤ交換というのも日常点検の項目の中に入っているものなんですよね。だから中途半端に点検をしていたということですよ、そしたら。運転というのは人の命がかかることですので、そんな中途半端な点検をしないでください。いつ人の命を奪ってもおかしくないですよ。しかも、行政の車が整備不良でそんな事故を起こしたら問題ですよ。

そしたら、点検整備記録簿というのはどなたが、どこに保管されているんでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

運転日誌等につきましては、それぞれ配備をしておるところでございまして、全乗車ごとに必ず記録をしておりますので、そこらについては、それぞれの車ずつに残っておるといふふうに思います。

ただ、管理のマニュアルにつきましては、その統一したものがございませんので、今、担当課長申し上げましたように、それぞれについては、また確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

運転日報の保管じゃなくて、点検整備記録簿の保管のことを言ったんですけど、12カ月点

検とか、そういう定期点検は受けてありますか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

12カ月定期点検ということでございますけれども、通常の経常経費として、公用車については予算措置はいたしておりますけれども、実際、12カ月点検をきちんとやっているかといいますと、車によっては、12カ月点検の時期の前に修繕が発生してみたり、大体5,000キロをめどにオイル交換とかをやるような指示をしておりますので、その際に異常が発見された場合は、その都度修理するという方法でやっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

そしたら、これは修理に出したときに点検を受けているということですか。道路運送車両法の中で、ちゃんと12カ月点検は受けないといけないと決まっているんですよ。これを受けてないということは、法律を無視した行政のやり方ですよ。公用車の質問をするに当たって、ずっと公用車を見て回ったんですよ。12カ月定期点検を受けている車だと、絶対ステッカーを張っているわけですね、整備工場でしたのだったら。所有者自身がしたのだったら、ステッカーは省略できます。でもそのかわり、排気ガスのテスターとか、そういうものがないと、普通の人じゃできないです。だから、整備工場、認証工場に委託するわけです。ステッカーを見る限り、その法律で定められた点検をしている車は1台も見当たらなかったんですよ。マイクロバスだけは見てないですけど。マイクロバスだと、多分6カ月が法定点検になっているんじゃないですかね。定期点検整備記録簿というのは、そういう12カ月点検をした中でチェックする記録簿ですね。これは車内の中で2年間保管しておかなければならないと法律で定めてあります。だから、その所在ももちろん記録簿がないから当たり前のことですが、これは保管もどこにあるかわからないで、運転日報と違いますから。

安全運転管理者を選任してあるということですけど、この中に道路交通法等の規定を守っているか、そういうのを管理しなければならないというのがあるんですよ。タイヤの溝がないのも道交法違反ですよ。立派な整備不良です。もちろん警察に見つかったら切符を切られます、そういう状態です。ただ選定をしなければならないということだけで選定をしておられるのかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えをします。

当然、11人以上の自動車とか、それから5台以上の車を使用するところは、安全運転管理者を置かなければならないと。それから、合計の台数が20台以上39台となるところは副の安全運転管理者を置かなければならないと、道交法上なっております。本庁の方は総務課長が安全運転管理者、そして副が副課長。それで、支所の方は私と、同じ副課長が管理者として存しております。本庁の方はちょっとわかりませんが、支所の方は集中管理車、それから各課管理の車の方は、絶えず注意をして見させてもらっておりますけど、質問者御指摘の点検記録、表は用意はしておりますけれども、確かに点検記録はできていないのが現状でございます。おっしゃるとおり、公用車の溝がない、非常に危険なタイヤがあったということで、それがそのまま常時使用されておるといふことであれば、我々管理者の責任の上で重大な手落ちがあったと言わざるを得ないと、今感じております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時7分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

安全運転管理者につきましては、我々も講習受けております。本庁の方では、私と総務課の副課長がしております。安全運転に関しましては、飲酒運転等の事故も最近頻発しておりますので、部課長会議等で市長の方からも何回となく訓示を受けております。

車両の管理につきましては、一応管財の方が集中的に管理しておりますし、総務課の方にも配属は受けております。今のところ、定期点検についてこうなさいとかいう指示はいたしておりません。ただ、飲酒運転等の運転マナーについては、部課長会議等でやっておりますので、まことに申しわけありませんが、管理の方は私の方からは指示はいたしていません。

以上です。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

飲酒運転でも整備不良でも、故意であるのだったら何も変わらないと思います。飲酒運転と同じだと思いますよ、こういうずさんな管理というのは、恐らく12カ月点検をしたら、点

検料とか毎年かかってくるとか、多分そういうのが頭の中にあられると思います。でも実際に車というのは、12カ月点検をすることによって予防して部品を交換することにより、実際は安く済んでいるんです。定期点検前に修理が来るとかおっしゃいますけど、そこだけの修理で点検の項目を全部してあるとは思えないんですよね。頼んでして請求に上がってきてないというのなら、無理やりその点検項目をさせているということになりますよね。

例えば、ブレーキパッドでも一緒です。ブレーキパッドがなくなったままでおると、今度ブレーキパッドで挟むローターを交換しないとイケないんです。ブレーキパッドだけの部品代だと、軽自動車でも恐らく7千円とかそのくらいです。でも、そのローターというのをそぎしてしまっただけで交換するとなると何万円かかかります。だから、定期的に予防、人間と同じです。予防が一番大事なんです、車というのは。しかも嬉野市は77台という台数を保有してあるんですよ。田口運送の5倍ぐらいの台数だと思いますけど、77台というのは相当なものです。

そして、オイル交換が5,000キロごとと言うけど、実際ちょっと話を聞きよると、5,000キロでは交換してないみたいですね。結構何千キロか過ぎてからしか交換したことないと、自動車関係の方は言うておられました。実際、それは何年も前の話ですけど、ガソリンスタンドとかで無料で点検してあったときに、オイルが全くというか、入っていないような状態の車もあったそうです。だから、本当に5,000キロに1回してあるのかなと思います。それも疑問に思います。

それで、一番最初に言ったんですけど、オイルとかそういうのを交換しないとエンジンが壊れたりなんかします。新車というのは、一般保証で6万キロの3年、特別保証で10万キロの5年という保証があるんですけど、こういう消耗品を交換してなかったのが原因だったりとか、定められた定期点検を受けてなかったりとかしたら保証外ですね。せっかく新車を買ったとしても、こういうことをしよったら、無駄な出費になります。故障がきたら。だからどっちにしろ、12カ月点検というのは、した方が絶対総支払額というのは少なく済みます。

次に、管理マニュアルについてお尋ねいたします。

安全運転管理者を選任してあるのかと思って聞こうと思ったけど、選任だけはしてあるそうでもよかったんですけど、ほかの自治体では整備係というのを設けてあるところもあります。これは車両を一括して管理してあります。これはさっき私が言ったとおり、命を預かって乗る車だから、係をつくってまでちゃんと管理をしなければいけないというふうに書いてありました。条例にも車の管理というのは全くないですね。安全運転管理者をだれにしなければならぬとか、そういう決まりもないですね。それだけ確認をお願いします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

安全運転管理者の規定はなかったと思います。道交法に基づいて総務課の方の課長と副課長の方が研修を受けて資格を取っているという状況です。

以上です。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

そしたら、公用車の管理については、何か条例にありますか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

公用車の管理につきましては、嬉野市庁用自動車管理規程というのがございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

これはどういうふうに管理すると書いてあるんですかね。ちょっと私は探していたけど、見つけ切れなくてあれだったんですけど。条例でちゃんとこういうことが起きないように管理をしなければならないとか、そういうことが書いてあるんですか。それとも使用許可とか、そういうのが書いてあるんですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えします。

管理規程の内容でございますけども、趣旨と、あと管理について。車はどれとどれを言いますよという定義と、責任者は各課の課長になるというところで、責任者の規定。使用の範囲、それから運転日誌の記録、それと責任者の処理、それからかぎの保管、使用者としての責務、使用時間帯、これらについての定義でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

さっきの点検を受けてないというのは、全部各課の課長の責任ですか。そしたら、各課ごとに責任があるということですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

庁用自動車の管理の責任は課長ということで、公用車を配属してある課の課長ですね。課長が庁用自動車の責任者を決めて、市長に報告しなければならないということで、庁用自動車の責任者に異動があったときも同様とするということで、その管理の責任者を課長が決めるということになっております。使用の範囲とか運転日誌の記録とか、こういったことについても定義がございますけれども、課長の責任といえますか、すべては意識が通常、日常の始業点検は当然の義務だとは思いますが、実際、それが確実に行われていなかったというのは、確かに非があると考えております。早速、12カ月点検につきましては、集中管理車につきましては出すようにしまして、各課の管理の分についても、12カ月目に当たる分については、点検をするような指示を出したところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

1つその管理がうまくいってないというのは、各課に配属されてある車があるからだと思います。77台あるなら、一括して集中管理するのが一番いいと思います。そうしたら、またほかのメリットとしても、予約システムとかつくったら、遊んでいる公用車というのがなくなると思うんですよ。下に何台かはあるわけでしょう、例えば、集中管理の車だとですよ。ほかの専属の課の車が下にあってみたりとかですね。だから、この間、合併特例債で8台足りないから入れたとおっしゃいましたけど、これ使い方を考えたら、入れなくても済んだんじゃないかなと思います。

使う目的によって、人を乗せるために要るのか、それとも荷物を積むために要るのかというのを分けられると思うんですよ、今度は。それは後から言いますが、購入に関しても無駄がない購入ができると思います。

あと、公用車には嬉野温泉という看板がほとんどの車に張ってありますけど、これみそくそに汚れたままの公用車で、嬉野温泉を汚してしまおうと思っていらっしゃるのかなと思って、これ逆に看板張らない方がいいですよ、あのままの汚い公用車だったら。県外に行くとき有効的だからとか何かに書いてありましたけど、恥さらしに行くようなものですけど、どんなでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のように、集中管理とそれぞれの課に配属しておるものがございます。一般的には共有できるものにつきましては、できるだけ集中管理をしていこうということで取り組みをしているところでございます。各課に配属しておりますのは、日常的に各課が荷物を運んだりおろしたりということが頻繁に多いとか、また現場で固定して使う時間が非常に長いとかいう場合については、各課に配属をしておるところでございますので、そこらにつきましては、議員御発言のように、今まで以上に効率化に励むよう指示をしたいと思っております。

次に、清掃等のことにつきましての御発言でございますけれども、不足しておると御指摘でございますので、改めて指示をして、公用車の管理につきましては徹底して行うように、それぞれの責任者に責任を持ってやらせていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

これはせっかく公用車は、いろんなところに移動するから、きれいにしておいたら物すごく有効的な看板だと思います。見えないような小さな看板をところどころにつけるのより、よっぽど効果的だと思います。私はこれ洗車とかも、例えばガソリンスタンドとかで一律で洗ってもらうとか、職員が洗いよったら、これこそもったいないような気がするんですよ。大体ガソリンスタンドで今安いところで洗車機が、突っ込むだけで100円です。通常この辺でも300円とか500円ぐらいで1回だけの洗車で出せると思います。それだけで看板がいつもきれいな状態になる、また市民の財産がきれいな状態で扱われるということは、そんな無駄な話じゃないと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

議員御発言のように、そういう点も非常に大事なことでありますので、指示をしていきたいと思っております。今まで公用車の管理につきまして、それぞれ交代して乗る場合があるものから、それぞれの責任が希薄になっていたという御指摘だろうと思っておりますので、そこらにつきましては、再度指示をいたしたいと思っております。また、清掃等につきましても、努力するように指示をいたします。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

そしたら、次に移ります。環境に配慮した使用方法についてです。

公用車全体で年間にどのくらいの燃料を使っているのか、教えていただきたいのですが。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

公用車全体の燃料費ということでございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんので、後だってでよろしかったら、まとめて出したいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

いいですか、それで。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。小田議員。

○1番（小田寛之君）

あと77台も所有していると、先ほど相当なものだというのは言ったんですけど、これだけ原油が高騰し、数年前からガソリン代もかなり高くなっていると思います。とにかく出ていくお金を減らそう減らそうと考えるなら、こういうのも物すごくメリットがあると思います。例えば、タクシー事業者はLPGが多いですけど、バス事業者とか運送会社とか、何台か持って営業してあるところでも、燃料代というのが一番大きいわけなんです。だから、公用車全体に幾らかかっているのか、ぱっと答え切れないということは、それだけそれを重要視してないということだと思います。

あと、集中改革プランに、燃費等の経費の節減を図るとありますが、どのように節減を図っていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

使用目的もございまして、できるだけ燃費の少ない車ということでございまして、集中管理車等につきましても、軽自動車等をできるだけ多く導入するようにしておるということでございます。あとまたハイブリッド等も導入しておりますけれども、今のところ続けて導入ができておりませんので、一般的にはとにかく燃費の消費量が少ない軽自動車をできるだけ採用していこうということで行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

もちろん燃料が少なくて済む車を買うのは物すごく有効的な手段だと思います。

ほかに私が思うことは、3月議会で川原議員が質問されたときもそうだったんですけど、荷物が見えないようにプライバシーガラスのついた車じゃないといけないとか、そういうような話を聞いていると、多分、事業課で各課が管理している車というのは、荷物の積みっ放しとか、やっぱりそういうのが多いのかなと思います。それをちゃんと帰る時間に、必要な高価な道具やら何やらなおしたら、プライバシーガラスも要らないわけなんですけど、とにかく無駄な物は乗せない、それが一番です。

車の1リッターでどれだけ走るかとか、そういう大会があっています、50ccのバイクのエンジンですね。私もそれにも出たことがあるんですが。まず一番に考えるのは、軽量化です。ノーマルの同じエンジンでも少し重量が違うだけで燃費が大分違って来るんですよ。それはその大会で私は十分に勉強しました。先ほど言ったようなエンジンオイルが汚れたまま乗っていても、物すごく燃費に影響してきます。エンジンというのは鉄と鉄がすれているものですから、潤滑油が劣化したりしたら、やっぱり動きが重たくなります。これでも燃費が大分違ってきます。多分点検を受けてないから、途中で見るということもないと思いますけど、エアクリーナーとかも全然燃費が違ってきます。そういう車種の実験だけではなく、お金がかかりにくいことからできると思うんですよ、節減とか環境に配慮した使用方法というのは。市長いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの節減方法につきましては、専門家である議員のおっしゃることでございますので、尊重させていただいて、私たちもこれからそういう態度で取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、全体的に環境面から考えたときに、今、新しいシステムがどんどんできておりますけれども、なかなか車両を購入するときに、そこまで予算的にいってないということもございますので、今後は配慮しながら、計画的な導入について図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

これちょっと余談というか、あれなんですけど、例えば、飛行機の重量が何百トンあるのかわからないですけど、外装の塗装をしないだけで150キロの軽量化をしたと書いてありました。1年で4万リットル、11億円を削減したとか、何百トンというようなもので、150キロでさえ、それだけ燃費が違って来るということです。それをつけ加えておきます。

次に、公用車の購入時の選択方法についてお尋ねいたします。

公用車の購入については、3月の定例会にも川原議員が質問されましたが、その後、やはり市民の声を聞きましても、公用車はぜいたくな選び方をしているとの声が強く、選択方法を考えなければならないと思います。3月の市長答弁では、簡素で利用しやすい車種を選定していると答えられましたが、自動車というものは、簡素になるにつれ安く、利用しやすくなるにつれ高価になっていくのが普通です。本当に使用目的に合った車種や装備を選択されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましても、以前から御指摘をいただいておりますので、事あるごとに指示をいたしております。そういう点で、それぞれの担当課で購入車種を決定し、また文書として上がってくるわけでございまして、そういう点では努力はしておるといふふうに思います。一、二の例が、理由があつて車種が変更されたということはあるかも知れませんが、全般的には議員御発言のような趣旨で、今、購入を許可しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

これは3月の定例会でも川原議員から指摘があつていましたが、この水道課にあるリース車両のエブリイを購入したという話をそのときされていたんですけど、水道課はいらっしゃらないですね。エブリイには純正のフロアマット2種類が二重に装着されています。議会だよりのときに写真を撮りに行くときに見たんですけど、これ特別に頼んだオプションなのかなと思って見ていたんですけども、軽貨物ですので、通常はゴムのマットを敷くわけです。それが、ふわふわのじゅうたんマットという名前なんですけど、これ値段を調べたら10,133円。このマットが敷いてあったので、意味がないなと思ったけど、これ車屋さんが間違つてつけてきたのかなと思っております。

あと市民税務課のスズキワゴンR・FXで入札の条件を出したということでした。これは同じくスズキにあるアルトのバンとか、アルトとか、同等な軽自動車でもよかったのじゃないかなと。その同等の車種を条件にするというのがよかったんじゃないかなと思います。特に徴収だけというか、ほぼ徴収に使うということの御答弁だったんですけど、そしたら、ワゴンRみないに背が高く荷物がいっぱい詰めるような車は余り必要ないんじゃないかなと思います。

グレードで言ったら下から何番目とか、そういう話になるけど、車種自体を変えたら200千円とか安くあるわけです。その車種で限定するから金額が高いわけであって、本当に使う目的に合った車種、装備を選べば、購入時だけでもかなりの節約ができると思います。実際いろんな、1人、2人じゃなく、何人も車屋さんに聞いて、納めてある車屋さんに聞いても、やっぱりもったいないと。正直、入札にはかたるけど、もったいないと、車種には納得できんと言われているわけです。だから、例えば、購入時の金額を抑えて、整備点検に回すとか、オイル交換代に回すとか、そういう使い方をされた方が一番いいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる入札の方法等につきましてお話でございますが、合併しましてから、入札につきましては、旧嬉野町の入札方法で統一していこうということで、今やっているのではないかなと思ひまして、以前の入札方法と変わっておりますので、戸惑われる点もいろいろあると思ひますが、今はもう御理解いただいて、入札自体もできる限り市内の業者の方にとということで幅広く御参加いただいて入札を行っておりますので、改善する点があったら、また今後とも改善してまいりたいと思ひます。

また、御指摘の車等につきましても、いわゆる入札のときの同等品ということでの提示の方法が、それが一番いいということで提示をしたわけございまして、そこらについては、自動車関係の方も御理解いただいて入札をしていただいているというふうに思っております。

そういうことで、合併する以前と、した後と、入札の方法も違っておりますので、戸惑いとか御意見もあられると思ひますが、現在は順調にいつていると思ひます。まだしかし、全般的には議員御発言のように、もしそういう点があったら、今後ともできるだけ低廉で、そういった安全な車を入札して購入するようにしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

入札自体には納得して参加をされています。納めていらっしゃるんですけど、市民感情としては納得してないということです。

あと次に、環境に配慮した選択はされているのかという質問なんですけど、これも先ほどから何回も言ったとおり、ハイブリッド車を買うだけが環境に配慮しているわけではない。また自動車の装備が多いほど車両重量はふえます。もちろん燃費も悪くなってきたりします。やはり購入するときは多方面からの環境に配慮した選択を考えていただきたいと思ひます。

先ほどと重複していますので、ぜひ今後は管理、購入方法をよく考えてから、していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（山口 要君）

これで小田寛之議員の一般質問を終わります。

本日はこれで全部の日程が終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 36 分 散会